| | | |

（単位　百万ドル）

年度	一九六〇	一九六一	一九六二	一九六三	一九六四（予定）
出資額					
当初出資払込額	二〇八・三	一七九・二	二〇七・〇	一八六・七	一八六・七
累計	二〇八・三	三八七・五	五九五・五	七八二・二	九六八・九
交換可能通貨による当初出資額	一七三・九	一四五・一	一五一・七	一四七・三	一〇七・三
累計	一七三・九	三一九・〇	四七〇・七	六一八・〇	七六五・三
融資額					
融資約定額	一〇一・〇	一三四・一	二六〇・一	八二・二	
累計	一〇一・〇	二三五・一	四九五・二	五七七・四	
引出額	—	一一・二	五六・二		
累計	—	一一・二	六八・四		

（注）1　会計年度は七月一日から翌年六月末まで

2　一九六三年度は一二月末現在

3　出資額累計七六五・三百万ドルは一九六三年六月末実績によつて計算したものであり、この他スウェーデンが資産追加として一〇・一百万ドル（全額交換可能スウェーデン・クローネ）で拠出したので、これを加えると七七五・四百万ドルとなる。

4　融資については、この他パキスタン債権国会議においてIDAパキスタンに対し一〇二百万ドルを融資することが決められている。

このような情勢にかんがみ、既に昭和三七年九月の年次総会において増資が提案され、昭和三八年九月の理事会において総額七億五、〇〇〇万ドルの資金追加及びその分担について各国の合意が成立し、これを内容とする決議案について総務会の投票が行なわれ、わが国は一二月一六日に賛成投票し、昭和三九年三月一日に至り協定の規定に基づく多数が賛成投票であることが確認されるに至つた。

なお追加出資の割当額は前回が世銀への出資額に比例して割当てられたものと異なり協議によつて割当決定されたものである。

（単位　千ドル）

国別	増資分担額	国別	増資分担額
オーストラリア	一九、八〇〇	オランダ	一六、五〇〇
オーストリア	五、〇四〇	ノルウェー	六、六〇〇
カナダ	四一、七〇〇	南アフリカ	三、九九〇
デンマーク	七、五〇〇	スウェーデン	一五、〇〇〇
フィンランド	二、二九八	英国	九六、六〇〇
フランス	六一、八七二	米国	三一二、〇〇〇
ドイツ	七二、六〇〇	クウェイト	—
イタリア	三〇、〇〇〇	ベルギー	一六、五〇〇
日本	四一、二五〇	ルクセンブルグ	七五〇
		小計	七五〇、〇〇〇

ここにおいて、わが国は、IDAの決議の定むるところに従い、新たに四、一二五万ドル相当額（一四八億五、〇〇〇万円）の追加出資を行なうため所要の国内措置を講ずることとなつたものである。

二　内容の説明

1　新たな出資についての規定を設け、四、一二五万ドル＝一四八億五、〇〇〇万円の追加出資を行なうこととする。

2　従来は出資の一部について国債出資が認められていたが、今回全額を国債で出資することができることとする。
なお、今回の追加出資は昭和四〇年度以降三カ年にわたり均等分割（一、三七五万ドル＝四九億五、〇〇〇万円）して全額を通貨代用国庫債券により行なうこととしている。

三　審議の概要

㈠　委員会における主なる質疑

1　低開発国援助問題は、南北問題、東西貿易問題の動きとともに今後国際経済上の重要な課題となりつつあるとき、政府はどのような基本方針をもつてのぞむのかという質疑に対し、この問題は①国際的な世論として積極的に遂行せざるをえない環境におかれていること②わが国の貿易額の半ば以上が低開発国向け輸出であり、しかも東南アジア諸国に対して出超となつていること③ＩＭＦ等の国際金融機関への出資を行なつていること④ガットの場において特に低開発国側の要求をいれて一次産品等について前向きの受入れ体制をとつていること等によつて従来より先進工業国のうち六、七番目という大きな援助をなして来た。
現在具体的な援助の規模、方式等については検討中で、かくあるべしというはつきりしたものはないが、大きな指標としては、国民所得の一％を目標として援助する基本方針をきめているとの答弁があつた。

2　韓国に対する援助問題、日本は韓国に対して四、七〇〇万ドルの清算勘定、中期延払いとして四、〇〇〇万ドルの債権、食糧の延払い一、〇八二万ドルの債権をもつているが韓国の経済事情からみて、政府がしりぬぐいする公算が大であり、結局韓国の請求権無償三億ドルによつて肩代りすることになるのではないかとの質疑に対し、民間の信用供与したものと請求権問題とは分離して考えているとの答弁があつた。

3　南北問題を解決するためには低開発国の生活水準を引上げる必要があり、そのためには軍縮の問題と結び付かざるをえない。また国際流動性の問題もＩＭＦの増資という形で解決されることとなろうが、ただ無原則的な形で応ずるというのではなく、高い立場から長期的な観点に立つて世界的な規模のもとに基本方針をうち出すべきではないか。
最近南ベトナム政府及びアメリカから従来以上の援助を供与してほしいとの要請がなされているが、この条件なり内容如何によつては他の低開発国に対する影響も少くないと思われる。その実情はどうなつているのか。
国際流動性問題がパリの一〇カ国蔵相会議で討議されているようにきいているが、現在どのような話し合いになつているのか、また政府はその問題にどう対処するつもりか。

4　ＩＤＡの機構、貸付条件等世銀との相違点、インド、パキスタンに融資が集中されている理由。出資を国債にした積極的理由。ＩＤＡの融資が世界経済に与えた影響、効果。追加出資の寄付の時期。

㈡　委員会における討論

成瀬幡治君(社)より反対討論がなされた。

○成瀬幡治君　社会党を代表して、次の二点から本法律案に反対をいたします。
その第一は、第二世銀の持つている性格でございますが、確かに低開発国に対する開発を促進するという美名であること、そういう目的をさしているというようなこともわれわれは認めているわけではございますけれども、もともとそのようてくるものは、西陣営が東陣営に対抗してのいわゆる後進国家、低開発国に対する援助をしようとする、その対

抗上の一つのものということも判断ができると思うわけでございます。したがつて、われわれは、東西両陣営の激発と申しますか、衝突というようなことを歓迎するのではなくて、むしろ融和の方向に努力するのが政治のあり方じやないかという、その持つておる本質と申しますか、いわゆる何か東西両陣営がしのぎを削るというような、そういうものに対するいわゆる西陣営の一つの防衛の一環として、軍事同盟とは言わないけれども、経済上のそういう組織体とわれわれは判断をいたします。

それから、二つ目の問題は、今回の増資でございますけれども、そのよつてくる理由というものは何かといえば、いわゆる国際通貨で流動性の問題であつて、なぜそういう流動性がなくなる、増資をしなくちやならないかといえば、それは要するにアメリカのいわゆるドル危機、こういうところに根ざしておるのじやないか。そのよつてくる原因はそこにあるのじやないか。それじや、アメリカがなぜドル防衛をとらざるを得なくなつたかといえば、御案内のように、貿易収支においては完全に黒字を示しておるのに、いわゆる経済援助、あるいは軍事援助とかございますけれども、それは経済援助というけれども、何がそれじや純粋な経済援助かとなるというと、非常に苦しいことになるわけでございまして、それでやはりいわゆるアメリカを頂点としたところの軍事援助というようなふうにも受け取れるわけでございます。そういうものの肩がわりを日本がするというつてはおかしいわけでございますが、一翼をになうということに、非常にわれわれはいわゆる東西間のみぞを深めるような結果にさおさすということになると思います。

以上のような二点において反対をいたします。

四　委員長報告

○新谷寅三郎君　「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

国際開発協会、すなわち、いわゆる第二世銀は、昭和三十五年十一月創立以来、低開発地域における経済開発の促進、生産性の増大及び生活水準の向上のために、長期低利の融資を行なつてまいりましたが、この融資に対する低開発諸国の需要が累年増大し、同協会の保有する資金は、遠からずその全額の貸し付けを約定される見通しとなりましたので、同協会において、その増資が検討された結果、総額七億五千万ドルの資金追加が決議され、わが国としても、同協会に対して新たに四千百二十五万ドル相当額の追加出資を行なうこととなり、これに伴い、この法律案により、追加出資の規定を設け、百四十八億五千万円相当額の出資ができることとしようとするものであります。なお、今回の追加出資は全額を円貨で行なうこととしておりますが、実際の払い込みは、昭和四十年度以降三カ年度にわたり均等分割して行ない、かつ、その全額を国債により行なうことが認められております。

委員会におきましては、低開発国援助の基本方針、国際流動性の問題、韓国、南ベトナムの援助問題等について、熱心な審議が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して、成瀬委員より、「第二世銀は西側陣営の防衛体制の一環をなす性格を持つているから、現在の東西融和の方向に反することとなり、また、今回の増資はアメリカの軍事援助から招来されたドル危機の肩がわりをさせられるものとなるので、反対する」との意見が述べられましたが、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五　参考事項

(一)　衆議院における審議の概要

大蔵委員会において武藤山治君(社)より反対、竹本孫一君(民社)より賛成の討論がなされた。

(二)　資　料

1　IDA加盟国及び出資額(一九六三年一二月末現在)

(単位　千ドル)

(第一部国)

加盟国	当初出資額	増資分担額	加盟国	当初出資額	増資分担額
オーストラリア	二〇、一八〇	一九、八〇〇	ランダ	二七、七四〇	一六、五〇〇
オーストリア	五、〇四〇	五、〇四〇	ノールウェー	六、七二〇	六、六〇〇
カナダ	三七、八三〇	四一、七〇〇	南アフリカ	一〇、〇九〇	三、九九〇
デンマーク	八、七四〇	七、五〇〇	スウェーデン	一〇、〇九〇	一五、〇〇〇
フィンランド	三、八三〇	二、二九八	英国	一三一、一四〇	九六、六〇〇
フランス	五二、九六〇	六一、八七二	米国	三一〇、二九〇	三一二、〇〇〇
ドイツ	五二、九六〇	七二、六〇〇	クウェイト	三、三六〇	—
イタリア	一八、一六〇	三〇、〇〇〇	(ベルギー)	—	一六、五〇〇
日本	三三、五九〇	四一、二五〇	(ルクセンブルグ)	—	七五〇
			小計	七四二、七二〇	七五〇、〇〇〇

(第二部国)

加盟国	当初出資額	加盟国	当初出資額	加盟国	当初出資額
アフガニスタン	一、〇一〇	キプロス	七六〇	イラク	七六〇
アルゼンチン	一八、八三〇	ドミニカ	五〇〇	アイルランド	三、〇三〇
ボリビア	一、〇六〇	エクアドル	六五〇	アイスランド	一〇〇
ブラジル	一八、八三〇	エル・サルバドル	三〇〇	アイルランド	四〇、三三〇
ビルマ	二、〇二〇	エチオピア	三、〇三〇	イスラエル	四、五四〇
セイロン	三、〇三〇	ガーナ	一、〇一〇	象牙海岸	三〇〇
チリー	三、五三〇	ギリシャ	三〇〇	ヨルダン	一、二六〇
中国	三〇、二六〇	ガテマラ	四〇〇	韓国	四五〇
コロンビア	三、五三〇	ハイチ	七六〇	レバノン	五、〇四〇
コスタリカ	二〇〇	ホンジュラス	三〇〇	アラブ連合	三、七〇〇
リベリア	七六〇	フィリッピン	五、〇八〇	オート・ボルタ	一、六八〇
ビヤ	一、〇一〇	サウジアラビア	五〇〇	ベトナム	七六〇
マラ	二、五二〇	セネガル	一、五一〇	ユーゴスラビア	七六〇
メキシコ	八、七四〇	シエラ・レオネ	四、〇四〇	中央アフリカ	五〇〇
モロッコ	三、五三〇	ソマリア	五〇〇	モーリタニア	一〇〇
パール	五〇〇	スペイン	五〇〇	ダホメ	一、〇一〇
ネパール	三〇〇	スーダン	五〇〇	アルジェリア	九五〇
コガラカ	五〇〇	シリア	四、〇三〇	マダカスカル	一、六八〇
ニジェール	五〇〇	タンガニイカ	一、〇一〇	マリ	八七〇
ナイジェリア	三、三六〇	タイ	一、六八〇	ウガンダ	七六〇
パキスタン	一〇、〇九〇	トーゴ	七六〇	ブルンディ	七六〇
パナマ	二〇〇	トルコ	一、七〇〇	チュニジア	三、〇二〇
パラガイ	三〇〇	ガボン	七六〇	(コンゴ(ブラザビル))	五〇〇
ペルー	一、七〇〇	チヤド	五〇〇	小計	二四一、六六〇
ルワンダ	七六〇			総計	九八四、三八〇
ラオス	五〇〇				

2　世銀、IDA、IFC比較表（一九六三年一二月末現在）

	世銀	IDA	IFC
目的	加盟国、特に低開発地域（先進国における低開発部門を含む）における経済開発援助のため長期貸付を行なうこと	加盟国、特に低開発国における経済開発援助のため、通常の貸付けの条件よりも弾力的かつ国際収支に対する負担が軽い条件で融資を行なうこと	加盟国、特に低開発地域における生産的民間企業の成長助長のため、民間投資者と協調して政府の保障なしで投融資を行なうこと
加盟国数	一〇一カ国	九〇カ国	七五カ国
授権資本	二二〇億ドル	一〇億ドル	一億ドル
資金	株式応募額は計二二、〇九七・一百万ドルで応募額の一%は金又は交換可能通貨で九%は自国通貨で払込む、当面残り九〇%は払込を請求されない、応募済資本金と世銀資金の範囲内で世銀債を発行しうる	出資額合計は、九八四、三八百万ドルである出資額中一〇%は金又は交換可能通貨で九〇%は第一部国は金又は交換可能通貨で第二部国は自国通貨で払込む	株式応募額は合計九八、六八百万ドルで金又は米ドルで払込むこととされている
日本の出資額	六六六百万ドル	三三・五九百万ドル	二・七六九百万ドル
融資方法	コマーシャル・ベースによる貸付	ソフトな条件による貸付け	民間投資家との協調融資（コマーシャル・ベース）及び株式投資
金利	現在五・五%（資金調達コストに管理費用及び手数料を加えたもの）	無利子、但し管理費用として年3/4%のサービス・チャージを要求する	一定していない、通常五～七%、この他利潤参加を要求する
期間	通常　五～二五年	五〇年（一〇年据置）	通常五～一五年
返済通貨	原則として融資通貨	交換可能通貨	融資通貨
保証	政府保証を要する	従来全て政府に対して貸付けており保証は問題とならない	原則として政府保証は求められない

○関税定率法等の一部を改正する法律

一　制定の理由

昭和三六年産業構造の変化及び貿易自由化の促進に対処して関税定率法の全面改正を行ない、引続いて三七、三八の両年においても自由化計画の大幅繰り上げに対処して、関税関係法について所要の改正措置が講ぜられた。しかしその後の経済情勢の推移からみて、昭和三九年度においても関税率の調整を行なう必要が生ずるに至り、そのため政府は三八年一一月一五日に関税率審議会に対し諮問を発していたところ、同年一二月一九日及び三九年一月二七日の二回にわたり同審議会より答申がなされた。

本法はこの答申に基づき関税定率法、関税暫定措置法、及び関税法について所要の改正を行なつたものである。

二　内容の説明

(一)　関税率の改正（関税定率法本文・別表、関税暫定措置法本文・別表改正）

基本税率四四品目、暫定税率三〇品目、基本暫定両方の税率六品目、本文二品目、合計八二品目について関税率を調整する。

区分	品目例示	品目数
○税率を引上げるもの	牛肉、家きん肉、発電機、天然色フィルム等	二〇
○税率を引下げるもの	豚肉、魚油、バナナ、ナフサ、腕時計、アルミニウム塊等	四四
○従量税率に切換えるもの	ポリプロピレン、ニエチル、ヘッシルアルコール	二
○従量従価選択税率に切換えるもの	毛織物、ガンニー袋	二
○関税割当制度(注)を採用するもの	しよう脳、重過燐酸石灰	二
○関税割当制度を廃止するもの	シードラック、くえん酸、カルシウム、シードラック、セラック	八
○その他	鉛塊、亜鉛塊、ウイスキー原油、ブランデー原油	四
合計		八二

(注) 関税割当制度は、特定の輸入物品の一定量を継続的にかつ安価に入手しようとする需要者側と、この物品の輸入量の増大を抑制しようとする国内生産者側との要請から二重関税率により両者の利害を調整しようとするもので、一定数量の枠内に限り低税率による輸入を認める一方、枠外の輸入分については高税率を課し、需要者の輸入意欲を低下させ国内生産品の需要を確保することを目的としている。

改正後の適用品目は、モリブデン、高速度鋼、ニッケル塊、マンガン鉱、水銀等一三品目である。

(二) 減免税制度の適用期限延長

1 免税関係物品の期限延長(関税暫定措置法本文改正)

昭和三九年三月末日に期限が到来する重要機械類、給食用脱脂粉乳、原子力研究用物品、航空機及びその部分等、農林漁業用重油、肥料製造用原価、ガス製造用原油、石油化学製品等製造用触媒、ごみ焼却設備用の免税措置について、その免税措置を昭和四〇年三月末日まで、それぞれ一年間延長する。

2 関税還付制度の適用期限延長(関税暫定措置法本文改正)

石油化学原料揮発油等に係る関税の還付制度、電力業等用の重油に係わる関税の還付及び特別還付制度を四〇年三月末日まで、それぞれなお一年間存置する。

3 暫定税率関係物品の適用期限延長(関税暫定措置法別表改正)

三九年三月末日までに適用期限の到来する脱脂粉乳、ミルク、バター、チーズ、石油、コークス、建染め染料、水銀、電子計算機械等四五品目について、それぞれその適用期限を延長する。

(三) 国産原油の購入に係る関税の特別還付(関税暫定措置法第七条の七新設)

現在国産原油は輸入原油に較べて一kl当り約一、〇〇〇円割高であり、このため国産原油を引取る製造業者(日本石油、日本鉱業、昭和石油)は不利な立場におかれている。しかも原油はすでに自由化されているため国産原油引取りが円滑に行なわれなくなるおそれもあるので、今回国産原油を引取る石油製造者に対し、その者が納めた原油関税のうち、揮発油にかかるもの(一kl当り約七〇〇円見当)を、その者が蒙る負担増加の限度内で還付することとする。

なお、三九年度における還付見込額は約五億円である。

(四) 豚肉の減免措置(関税定率法第一二条第二項新設)

豚肉の国内卸売価格が「畜産物の価格安定等に関する法律」(昭三六年法一八三号)による安定上位価格(一kgにつき三四〇円)をこえて騰貴している場合には、減免措置を適用することとし、輸入豚肉の価格が国内卸売価格をこえて上昇しているときは、関税を減免することができることとする。この規定は昨年末から年初にかけて卸売価格が高騰したことにかんがみ、今回改正措置を講ずることとなつたのであるが、最近においては卸売価格の低下によつて、その必要性は薄らいでいる。しかし、豚肉の価格は秋冬期に上昇の傾向を示すものであるから、その際の準備体制を具えておく必要があると思われる。

(五) デーツシロップ製造用(蜂蜜代用品)の干なつめやしの実、落花生油製造用の落花生についての減免税措置(関税定率法第一三条第三項、第四項新設)

低開発国貿易を拡大する見地から、イラクより輸入する干なつめやし(現行暫定税率五%)、ナイジェリアより輸入する落花生(現行暫定税率一〇%)について減免税措置を講ずる。

(六) 農薬用物品等製造用砂糖の減税(関税暫定措置法第七条の八新設)

農薬用ブラストサイジン・エス(いもち病用農薬)は水銀剤に代る新薬として科研化学株式会社で製造され、また糖脂肪酸エステルは洗剤等の混和剤として大日本製糖株式会社で製造されている。これらの新規産業を助成するため、使用する砂糖について四二年三月末日まで関税率を一kg当り二〇円に軽減する。

(七) 給食用脱脂粉乳の転用(関税暫定措置法第一〇条の二新設)

現在免税されている給食用脱脂粉乳が変質した場合、配合飼料製造のために転用されるときの罰則規定を整備する。

(八) 試験検査機器の再輸出免税(関税定率法の第一七条六の二号新設)

輸出入取引の円滑化に資するため、輸出入貨物を試験又は検査する機器に再輸出免税を適用し、輸入して一年以内に輸出する場合には関税を免除する。

(九) 関税法の規定整備(関税法第一一条、第一二条、第一三条の二等の改正)

端数計算に関する規定を改訂するほか関税定率法、関税暫定措置法の改正に伴う所要の規定の整備を行なうこととする。

三 審議の概要

(一) 委員会における主なる質疑

1 関税一括引下げ問題等の世界の動きによつて関税戦争の様相を呈しつつあるとき今後の関税政策の基本的な考え方は何か、またアメリカとの関税格差が拡大しつつあるのでこれを根本的に是正する対策を講ずべきではないか。

石炭引取者に対する関税の還付金制度を延長した理由、またこの制度は中小企業なり農村の犠牲において石炭対策費を捻出したことになるので廃止すべきではないか。

給食用に適さなくなつた脱脂粉乳を処理するために転用規定を設ける必要はなく、アメリカへ送り返すべきではないか。

2 牛豚肉の輸入状況と豚肉の価格対策。家禽類の輸入状況と養鶏業保護対策。毛織物下級品の税率改正理由、国産原油の購入に係わる関税の特別還付額を七百円にした理由。

(二) 委員会における討論

鈴木市藏君(共)より反対討論がなされた。

○鈴木市藏君 私は、日本共産党を代表して、関税定率法等の一部改正案に反対します。

反対の根本的理由は二つあります。その一つは、わが国の関税政策には真の自主性というものがなく、その日暮らしであり、この定率法もまたその性格と範囲から一歩も出ていないのであります。一時しのぎの法案にしかすぎません。今日、関税問題をめぐつて、まさに新しい形の関税戦争が起きているといわれている状態のもとで、この激しい矛盾と対立の中で、一貫した自主性を持たないということは大きな不幸であり、危険きわまりないことです。日本の関税は、全面的占領下でアメリカに押しつけられた経過を持ち、今日に至るまでも日米関税の格差は著しいものがあります。これに対してもその解消のための積極的政策は生み出すことはできません。これの一例は対米輸出品の実に三〇%から四

○%が差別項目の適用を受けているという事実によつても明らかであります。

第二の理由は、関税政策はまた、あまりにも日本独占資本の利益に奉仕しているという事実であります。今回の改正で関税特別還付金をあつかましくも一年間延長し、これを既得権化しつつあることであります。これは石炭合理化政策遂行のための財源の一部として、石油関税を引き上げ、電力、鉄鋼などの大企業の石炭割り当てと引きかえに、この引き上げ分の特別還付を行なうのでありまするが、この処置によつて引き続き損害を受けるものは中小企業、農民、一般市民であります。言うならば、これら勤労人民の犠牲において石炭合理化資金の一部をひねり出すという、全く独占資本本位の巧妙な不当な措置であります。すべからく石油関税のこの分の引き上げをやめるか、あるいは特別還付金をやめるべきであります。

また、給食用脱脂粉乳の転用を合法化する第十条の二の新設は、まさに国辱ともいうべき関税政策の改悪であります。かくてアメリカの不正輸出に対して、そのしりぬぐいを合法化するもので、言語道断であります。

以上のごとく、一つ一つあげてみても、ことほどさように矛盾に満ち、真に国益にそむくものであります。日本共産党はよつて反対であります。

四　委員長報告

関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の経済情勢の変化に対応するため、関税定率法、関税暫定措置法及び関税法の一部について、所要の改正を行なおうとするものでありまして、その大要を申し上げますと、関税率の調整を必要とする八十二品目について所要の措置を講ずることとし、また、割り高な国産原油を購入する石油精製業者に対する関税還付制度を新設することとし、また、豚肉については、国内卸売り価格が安定上位価格をこえ、かつ輸入豚肉の価格が国内卸売り価格をこえて上昇しているときは、関税を減免できることとしております。

なお、本案については衆議院において、バナナの関税率を向こう一年間現行どおり七〇%に据え置く旨の修正がなされております。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して鈴木委員より反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五　参考事項

㈠　衆議院における審議の概要

1　田澤吉郎君(自民)外二三名による修正案が提出された。修正内容は国内果実生産者に対する影響を考慮し原案において現行の七〇%から五〇%に引き下げることとしているバナナの関税率をなお一年間七〇%に据え置くこととするものである。

2　大蔵委員会において、堀昌雄君(社)より原案、修正案ともに反対、竹本孫一君(民社)より原案に反対、修正案に賛成する討論がなされた。

㈡　主要改正品目の説明

1　牛　　肉

現在輸入牛肉(関税率一〇%、ニュージーランド、濠州)については四五%の内外価格差がみられるので、農林省の

行政指導で一kg当り三〇円の差益金を徴し、これを豚肉輸入に伴う赤字補てん等に当てている実情にかんがみ、この際差益金徴収を廃止するかわりに関税率を二五%に引上げるとともに、従来の年間輸入量五千トンを増加せしめることによつて牛肉の価格引下げを図ることとする。

輸入状況

年度	数量(トン)	価格(百万円)
三七	四、〇〇四	七六五
三八(一二月末)	二、九七八	五五九

2 家きん肉

昨年来のアメリカと欧州諸国とのいわゆる〝チキン戦争〟の影響をうけて、最近アメリカより若鶏(六〇日もの)の輸入量が増加している。

現在輸入もの価格は一kg当り二四八円、国内ものは三〇二円と約二四%の価格差があり、現行の一〇%の関税率では相当の脅威となつているため、これを二〇%に引上げ、わが国の養鶏産業の保護育成を図ることとする。

輸入状況

年度	数量(トン)	価格(百万円)
三七	三〇二	九二
三八(一二月末)	三、四二四	九〇四

3 バナナ

バナナは、従来より国産果実(りんご)との競合関係から問題されていたが、昨年の改正の際、三八年度七〇%、三九年度五〇%、四〇年度三〇%と累年関税率を引下げることが決定していたので、これを踏襲することとする。

年度	数量(トン)	価額(百万円)
三七	一〇四、四九八	五、六一六
三八(一二月末)	二二五、三七六	一一、八〇二

4 ナフサ(石油化学用のもの)

最近ナフサ(粗製の揮発油)に対する需要が著しく、相当量の不足が見込まれるので、中近東より輸入する計画となつているが、関税面では揮発油と同様な取扱をうけ一kl当り二、一五〇円の高率関税が課せられているので、今回石油化学産業の育成を図る見地から、来年三月末日までに輸入するものについて一kl当り二五〇円の軽減税率を適用することとする。

5 毛織物

毛織物(一米につき二〇〇gをこえるもの)については、現在二〇%の従価税率と一米につき一七〇円の従量税率が併課されているが、近く自由化をひかえ、安価なイタリー品の進出が予想されるので、二〇%の従価税率と一米につき三三〇円の従量税率のいずれか高い方を選択して課税することとする。従つて普通品(一米につき一、五〇〇円)の場合は改正税率の方が安くなり、安価なものは改正税率の方が高くなる。(一米につき六〇〇円とすると現行二九〇円が改正によつて三三〇円となる)

輸入状況

年度	数量(千平方米)	価額(百万円)
三七	二、五六一	三、二一三
三八(一二月末)	三、一一九	三、九六九

6 重過りん酸石灰

最近低濃度の肥料にかわつて、高濃度の肥料に対する需要が増大しつつあるので、過りん酸石灰業界としては高過りん酸石灰に転換する必要がある。しかしこの転換には若干の日時を要するので、自由化によつて過りん酸石灰メーカーは打撃をうけ、一方このまま関税率を引上げると需要者の利益に反する。

これらの事情にかんがみ、転換が行なわれるまでの間、自由化の急激な衝げきをさけるため、一次無税、二次一五%の関税割当制度を採用する。

7 鉛の塊(本年二月二九日自由化実施)

鉛の塊は国際価格の変動が激しく、高騰するときは、国内産業保護のため関税を課す必要はなく、むしろ需要産業のため軽減する必要があり、低落するときは逆の要請があるので、価格に応じて調整されるようなスライデング関税率を設定する。すなわち一kg当り五八円―七八円を安定価格帯とし、①課税価格が五八円以下の場合は、五八円から課税価格を控除した額の半額及び一三円②課税価格が七八円をこえ一〇四円以下の場合は、一〇四円から課税価格を控除した額の半額③課税価格が一〇四円をこえる場合は無税とする三段階の関税率を設定する。

輸入状況

年度	数量(トン)	価額(百万円)
三七	一八、九九八	一、一一八
三八(一二月末)	一六、五二七	一、一一三

○自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律

一 制定の理由

自家用自動車による国際旅行の発展に資すると共に、わが国の観光政策を推進する等のため、今国会において「道路交通に関する条約」及び「自家用自動車の一時輸入に関する通関条約」(注)が承認された。

わが国としては、従来地理的特殊条件から、又自家用自動車の携帯輸入の例が少なかつたこと、自動車の転売によつて不当利益を得る可能性が多いことなどの理由から、これらの条約に加盟していなかつたのであるが、本年はオリンピック東京大会もあつて今後は相当数の自家用自動車の携帯輸入があるものと見込まれ、一方わが国の旅行者が海外旅行する場合も、これらの条約による便宜が受けられるので、この際加入することとなつたものである。このうち「自家用自動車の一時輸入に関する通関条約」の実施に伴い、関税法等の特例措置を定める必要があり、本法が制定されたものである。

(注)「自家用自動車の一時輸入に関する通関条約」は「道路交通に関する条約」を補完する目的をもつ条約で、昭和三二年一二月一五日

に効力を生じ、本年二月一日現在における締約国は四七カ国である。その内容は特定の保証団体の発給する一時輸入書類（通常複数国に通用する通関手帳＝カルネをいう）の担保のもとに、自家用車両又はその修理用部分品を再輸出することを条件として、輸入税（関税及び物品税）を徴収せず、かつ輸入制限を適用することなく輸入することができることとしたものである。

二　内容の説明

㈠　一時輸入書類により自家用自動車又はその修理用部分品を輸入税の免除を受けて輸入しようとする者は、当該一時輸入書類について保証団体の確認を受け、これを税関に提出しなければならないこととしている。（第三条）

㈡　一時輸入書類により輸入税の免除を受けて輸入された自家用自動車又はその修理用部分品が当該一時輸入書類の有効期間（原則として発給の日から一年間）内に①譲渡されたとき、②当該免税用途以外の用途に供されたとき、③再輸出されないときは、輸入者、譲受人、又は保証団体から、当該免除を受けた輸入税を徴収することとしている。（第四条）

㈢　免税車両が事故により損傷したため再輸出されないこととなつた場合等においては輸入税を軽減することができることとする。なおこの場合において当該免税車両が滅却されるときは輸入税を徴収しないことができることとしている。（第五条）

㈣　保証団体として一時輸入書類を発給しうる者は大蔵大臣の認可をうけなければならない。この場合、大蔵大臣は、その申請者が①国際団体に加盟している法人であること、②国際団体との間に輸入税に関する保証契約を締結することが確実であること、③輸入税の納付その他保証団体の業務を適正に遂行するに足りる能力があること、以上のいずれにも適合していると認めるときでなければ認可をしてはならないこととしている。（第七条）

（注）　わが国において、この種の国際団体に加盟している団体としては、日本自動車連盟（ＪＡＦ）がある。条約が批准されると、ＪＡＦが保証団体として認められる予定であるといわれている。

ＪＡＦは昭和三七年一〇月に設立された社団法人で、自動車の路上故障の修繕、援助、道路地図の作成、国際レースの主催、国際旅行者へのサービス等を行なつている。

なお現在国際団体としてＦＩＡ（国際自動車連盟＝在パリ）およびＡＩＴ（国際旅行同盟＝在ジュネーブ）の二つがある。

㈤　大蔵大臣は、輸入税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、保証団体に対し、金額及び期間を指定し、輸入税につき担保の提供を命ずることができることとしている。（第八条）

㈥　大蔵大臣は、必要があると認めるときは、保証団体に対し、業務若しくは財産に関し、報告の徴取及び検査をすることができることとしている。（第九条）

㈦　条約の便益を条約の締約国以外の国についても及ぼすことができるようにすることとしている。（第一〇条）

（注）　わが国の保証団体が加盟している国際団体と同一の国際団体に加盟しているが条約の締約国でない国の保証団体が発給した輸入税の保証を示す書類についても、これを一時輸入書類とみなし、必要に応じ、前述の条約の便益を及ぼし得ることとしている。

㈧　その他、この条約の実施のため必要な諸規定を設けることとしている。

三　審議の概要

――委員会における主なる質疑――

1　保証団体は国際的であり、通関手帳を発行する際の手数料も統一する必要があると思うがどうか。

2　国際団体としては、観光関係と自動車関係と二本立てになつているので、わが国においても日本自動車連盟だけでなく観光団体に対しても保証団体として認めてもよいのではないか。

3　地理的特殊条件があるから、再輸出免税規定を設けないで、その都度税を徴収したらよいと思うがどうか。

4　これまでわが国から携帯もしくは別送で一時輸出された車両数と、外国から同様の手段で日本に一時輸入された車両数との比較。また将来どのくらいの比較になるという見込みか。

四　委員長報告

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の批准に伴い、同条約を実施するため、関税法等の特例措置を講じようとするものでありまして、そのおもな内容は、所定の要件を具備した者は、一時輸入書類により、関税及び物品税の免除を受けて自家用自動車等を輸入することができることとし、輸入された免税自家用自動車等が条件違反等の場合には、関税及び物品税の徴収をすることができることとし、また、一時輸入書類の発給は保証団体に限られますので、保証団体になろうとする者は大蔵大臣の認可を要することとする等、所要の規定を設けております。

委員会における審議の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五　参考事項

㈠　改正前においては、海外からの旅行者等が本邦に入国する際に携帯または別送して輸入する自動車については、輸入許可の日から一年以内に再輸出されるものに限り、その輸入税を免除することができることとなつていた。ただしこの場合、原則として関税相当額の担保（保証人の保証を含む）の提供を求めるほか、無為替輸入のライセンス（確実に再輸出するものであること、真に旅行者であること等の確認を行なう）を必要とされている。このように一時輸入についての手続が複雑なため、実際に輸入される車両はこれまでごくわずかであつた。（㈢統計参照）

㈡　乗用自動車に対する輸入に伴う税金は、大型車については関税三五％、物品税四〇％、小型車については関税四〇％、物品税三〇％または一五％となつているが、物品税は関税込みの価格に対して課される。

㈢　統　計

再輸出免税の適用をうけた車両台数		再輸出されないで転売された車両台数	
昭和三〇年	四二台	昭和三〇年	二九台
三一年	九八	三一年	六六
三二年	六三	三二年	五七
三三年	九	三三年	二
三四年	四	三四年	—
三五年	七	三五年	二
三六年	七	三六年	四
三七年	六	三七年	—
三八年	三八	三八年	
計	二七四	計	一六〇

一　制定の理由

最近における貿易外収支の動向及びわが国の港湾経費が諸外国に比べ低位にある状況等にかんがみ、今回、港湾経費の一つであるとん税及び特別とん税をそれぞれ倍額に引上げ、もつて国際収支の改善に資するよう改正したものである。

二　内容の説明

とん税及び特別とん税を純トン数、一トン当り左記の通り引上げる。

（単位　円）

	とん税		特別とん税	
	入港ごと納付	一時納付	入港ごと納付	一時納付
改正前	八	二四	一〇	三〇
改正後	一六	四八	二〇	六〇

（注）1　とん税納付方法は、(1)入港ごとに納付する場合、(2)一年分を一時に納付する場合の二つがある。
2　入港ごと納付と一時納付の割合は収入総額において大略七対三である。
3　純トン数は、船舶の総容積から船員室、機関室、その他船舶操縦に必要な各室の容積を除いたものをトン（一〇〇立方呎）で表示したもので、理論上貨客の運送に供しうる容積である。

なお、本邦の外航船舶については、今回の引上げによる税負担の増加がないよう、別途地方税法一部改正法によつて、船舶にかかる固定資産税が五年間免除されている。

三　審議の概要

――委員会における主なる質疑――

1　海運における国際収支改善の対策と輸出入貨物の邦船積取比率向上の対策はどのようになされているか。
2　世界の主要港における港湾経費はどうなつているか。
3　とん税の納付方法ととん税以外の港湾諸経費の決定方位はどうなつているか。

四　委員長報告

とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近におけるわが国の貿易外収支の動向及びわが国の港湾経費が諸外国に比べ低位にある状況等にかんがみ、今回、とん税を、現行の入港ごと納付、トン当たり八円を十六円に、一年分一時納付、トン当たり二十四円を四十八円に、特別とん税を、現行の入港ごと納付、トン当たり十円を二十円に、一年分一時納付、トン当たり三十円を六十円に、それぞれ引き上げるほか、この改正に伴う所要の規定の整備をはかろうとするものであります。

委員会におきましては、今回の引き上げによる国内船主に対する影響、港湾経費の外国主要港との比較等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五　参考資料

(一) とん税と特別とん税の性格と制定の沿革

とん税　一般的には、外国貿易のために往来する船舶から、開港への入港という事実に対して当該港湾を所有管理する公権力体が徴収する一種の使用料的性格を有する租税をいい、各国において古くから存する公経済的収入の一つである。

わが国においても、明治三二年とん税法の制定をみ、戦後昭和三二年の全面改正を経て、今日に至つている。

特別とん税　とん税が国税であるから、外国貿易船の入港する開港が国の施設でない場合でも、国が課徴し、国の収入となる。この矛盾を調整するためと、わが国船舶の対外競争力を増すために船舶の固定資産税を軽減する措置をとるため、昭和三二年から「特別とん税」を課徴し、これを地方譲与税として、徴収地港の所在市町村に譲与することとしているものである。

なお、現在開港の数は六九港となつている。

(二) 本改正法による増収見込額

（単位　百万円）

	改正後			改正前		増収額
	本邦船	外国船	計	本邦船	外国船	計
とん税	九三七	一、四〇五	二、三四二	四六九	七〇二	一、一七一
特別とん税	一、一六九	一、七五三	二、九二二	五八五	八七六	一、四六一
計	二、一〇六	三、一五八	五、二六四	一、〇五四	一、五七八	二、六三二

(三) 貿易外収支状況(為替収支)

	三五年度	三六年度	三七年度	三八年度	三九年度
受取	七二四	八〇四	八一六	九〇五	九八〇
(うち港湾経費受)	三〇	四八	三六	六二	七一
支払	七九六	九四三	一、〇五一	一、三一五	一、五三〇
(うち港湾経費払)	九五	一一三	一二六	一六七	一七七
収支尻	△ 七三	△ 一三九	△ 二二五	△ 四一〇	△ 五五〇
(うち港湾経費収支尻)	△ 六五	△ 六五	△ 八九	△ 一〇五	△ 一〇五

（単位　百万ドル）

(備考) 1　港湾経費には、とん税、水先料、曳船料、綱取放料、繋船料、とん税、燈台税、入港税、合計数の不一致は四捨五入の関係による。
2　三五～三七年度は実績、三八年度は実績見込み、三九年度は見通しである。
3　港湾経費には、とん税、水先料、曳船料、綱取放料、繋船料、燈台税、入港税、港湾荷役料等が含まれる。

(四) 世界主要港における一船当り港費の比較

（単位　ドル）

	水先料	曳船料	綱取放料	繋船料	とん税	燈台税	入港税	合計
横浜(改正前)	四五	一四四	一五	二二九	二〇〇	—	—	五三三
〃 (改正後)	四五	一四四	一五	二二九	四〇〇	—	—	七三三
ニューヨーク	三二〇	三三六	一一〇	三〇九	二四〇	—	—	一、三一五
ロンドン	四八四	七四五	水先料に含む	二、七七四	一七五	五八八	—	四、七六六
ハンブルグ	三二三	四〇〇	三八	九九八	—	—	三五八	二、一一七
ボンベイ	一六五	一六三	二七	一〇一	—	三七〇	一二〇	九四六

バンコック	一六五	七四	—
シンガポール	七六	一三一	三三
香　港	三五	—	四
	一九一	三八二	二三
	四一二	—	二六
	一五八	—	三五
	—	—	一三一
	—	—	八三五
	—	—	八〇九
	—	—	二三二

（注）総トン数七、〇〇〇トン、純トン数四、〇〇〇トン、吃水七米、長さ一五〇米の船が、荷役することなく三日間碇泊したものとした場合である。
（運輸省資料による）

(五) 船舶の固定資産税免除と特別とん税引上げによる地方公共団体の収入額の比較

（単位　百万円）

	改正後	改正前	差引
固定資産税	○	一、二一六	一、二一六　減
特別とん税	二、九二三	一、四六一	一、四六一　増
合計	二、九二三	二、六七七	二四五　増

○地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に関し承認を求めるの件

一　承認の理由

本件は、横浜税関小名浜出張所を税関支署とし、また東京国税局に三税務署を、名古屋国税局に二税務署を設置する必要があるため、地方自治法第百五十六条第六項（国の地方行政機関は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない）の規定に基づき、国会の承認を求めたものである。

すなわち、小名浜税関支署の設置は、現在の小名浜出張所が、横浜税関から距離的に遠隔地にあるため、税関業務の処理上不便な点が多いこと、近年の港湾造成計画の進捗に伴い、小名浜港が整備され、今後相当の貿易の伸長が期待されること等により、同出張所を税関支署として独立性を賦与し、現地における税関業務をさらに迅速かつ円滑に処理したものである。

また、税務署の設置は、最近における経済の発展が大都市において特に著しく、これに伴い都会地税務署の管内の納税者及び課税物件等の増加が著しく、これらの税務署の事務量、人員ともに過大となり、事務処理上も支障が多くなつて来たので、納税者の利便と税務行政の適正を図つたものである。

二　内容の説明

(一) 横浜税関小名浜税関支署の設置

現在の小名浜出張所（所在地―福島県磐城市）を小名浜税関支署に昇格すること。

管轄区域……福島県、茨城県

(二) 税務署の設置

1　向島税務署（東京国税局）

現在の墨田税務署の管轄区域のうち、旧向島区の地域を分離して向島税務署を新設する。

なお、それに伴い、現在の墨田税務署を本所税務署と改称する。

2　江東東税務署（東京国税局）
　現在の江東税務署の管轄区域のうち、旧城東区の地域を分離して江東東税務署を新設する。
　なお、それに伴い、現在の江東税務署を江東西税務署と改称する。
3　川崎北税務署（東京国税局）
　現在の川崎税務署の管轄区域のうち、川崎市の中原地区、高津地区及び稲田地区を分離して、川崎北税務署を新設する。
　なお、それに伴い現在の川崎税務署を川崎南税務署と改称する。
4　名古屋中村税務署（名古屋国税局）
　現在の名古屋西税務署の管轄区域のうち、中村区を分離して名古屋中村税務署を新設する。
5　名古屋北税務署（名古屋国税局）
　現在の名古屋東税務署の管轄区域のうち、北区と尾張瀬戸税務署の管轄区域のうち、守山区とをそれぞれ分離して、北区と守山区を管轄する名古屋北税務署を新設する。
　なお、名古屋北税務署の新設に伴い、昭和税務署の管轄区域のうち千種区を名古屋東税務署に移管することとしている。

三　審議の概要

――委員会における主なる質疑――

1　国税庁における職員の充足状況はどうなつているか。又税務署新設に伴う職員の配分はどうするか。
2　移動に伴う職員の住宅問題、民商関係の勢力の激しいところに対する職員の配置転換の問題等に対して如何なる対策を講じているか。
3　新設税務署の庁舎はどうなるのか。
4　事務能率の合理化と定員の再配分は円滑になされているのか。

四　委員長報告

「地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に関し承認を求めるの件」について申し上げます。
　本件は、最近における外国貿易の進展に伴う税関業務の増加に対処し、横浜税関に小名浜税関支署を設置するとともに、大都市地域における納税者及び課税物件の大幅な増加に対処し、東京国税局に向島税務署ほか二税務署を、名古屋国税局に名古屋中村税務署ほか一税務署を設置することについて、国会の承認を求めようとするものであります。
　委員会における質疑応答の詳細につきましては、会議録によつて御承知願います。
　質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して鈴木委員より反対意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

五　参考資料

(一)　税関支署関係

1　小名浜出張所税関事務取扱件数推移

	輸出申告	輸入申告	運送申告	納税告知	消費税品引取申告
昭和三六年	五〇	一六九	六	一五三	—
昭和三七年	二三	一八二	六	一五五	一
昭和三八年（一月～一〇月）	一七	一八一	九	二一三	二

2　定　員

現在、八名（内特派職員　茨城県一名　福島県二名）

3　小名浜港貿易額

（単位　百万円）

	輸出額	輸入額
昭和三七年	八七五	一、二四四
昭和三八年	八六一	一、三四九

貿易量は、現在誘致決定の呉羽油化、三菱金属、東邦亜鉛等諸工場の操業開始により昭和四〇年頃には、現在の三倍、昭和五〇年には三〇倍の伸びが予想されている。

(二)　税務署関係

1　課税対象の都市集中状況

東京・大阪・名古屋国税局合計について、その課税対象全国構成比（%）推移をみれば次の通りである。

	管轄区域内人口	申告所得納税者数	法人数	源泉徴収義務者数	譲渡所得課税人員	徴収決定税額
二七年度	四〇・〇	四三・五	五七・九	五七・〇	五三・四	六六・二
三七年度	四四・一	五八・〇	六四・三	六二・二	六五・一	七七・七
増加比	四・二	一四・五	六・四	五・二	一一・七	一一・五

2　税務署設置に伴う予算

庁　舎　新営費・昭和三八年度予算　墨田税務署　一〇四、九五四千円

江　東　〃　六六、三三九

昭和三九年度予算　川崎北　〃　四四、八三八

名古屋北　〃　三四、五一二

名古屋中村　〃　五三、七〇五

3　新設税務署の定員

国税庁全体では、昭和三九年度定員増はなく、現定員内で配置換を行なう予定である。

定員予定は次の通りである。

	墨田税務署		江東税務署		川崎署		名古屋中村署		名古屋北署	
	本所署	向島署	江東西署	江東東署	川崎南署	川崎北署				
現行	三三七人		二六五人		二九六人		一五一人		一〇六人	
分割後	二〇二人	一四〇人	一二五人	一二五人	一八〇人	一二四人				

4　税務署の廃止

五税務署設置に伴い、規模の縮小している次の三税務署が廃止される予定である。

なおこの結果、全国税務署数は五〇六署（現行五〇四）となる。

(1)　関東信越国税局安塚税務署（新潟県）廃止後は高田税務署に統合される。

(2)　名古屋国税局細江税務署（静岡県）廃止後は浜松税務署に統合される。

(3)　名古屋国税局養老税務署（岐阜県）廃止後は大垣税務署に統合される。

5　廃止署の昭和二七年度と昭和三七年度の計数比較

		定員（人）	徴税決定税額（百万円）	納税義務者数		
				源泉徴収（人）	申告納税（人）	法人（件）
安塚署	二七年度	二八	四七	四二	四一六	四三
	三七年度	一九	五六	六三	二一一	七〇
細江署	二七年度	三〇	七七	一五九	一、四八七	八六
	三七年度	二三	八九	一五六	一、一七六	一一六
養老署	二七年度	四三	二一五	一一〇	四、一〇四	一三〇
	三七年度	二六	三二六	二二五	一、九三八	一六二

(四)　理財・金融関係

○企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律

一　制定の理由

資産再評価は、戦後急激なるインフレーションの結果、資産の帳簿価格が実際の価格を反映しなくなり、適正な減価償却が行なわれず、資本の喰いつぶしが行なわれ、また資産譲渡の際には名目所得に対して課税される等の不合理を是正し、企業経営の合理化と課税の適正を図ることを目的として、第一次（昭二五、四、二五）、第二次（昭二六、四、一〇）、第三次（昭二八、八、七）と三回にわたつて実施された。さらに、昭和二九年六月いわゆる「企業資本充実法」を制定し、一定規模以上の会社（要再評価会社）に対し、再評価の強制を行なうとともに、配当制限を手段として、再評価積立金（注）の資本組入れ、必要な減価償却を行なわせる措置を講じ、企業資本充実の促進、その経営の安定と経理の合理化を図つてきたのである。

その後再評価積立金の処理を考えるべき段階に入つたとして昭和三四年三月及び三六年五月資本組入の促進、配当制限の適用期限延長と規制強化を行なつたが、今回も適用期限が切れるに当つて、規制を更に若干強化して期限を延長する等所要の整備を行なうため本法が制定されたものである。

（注）　再評価積立金は、戦後のインフレの結果企業の資産の帳簿価格が時価より著しく低くなつてしまつたので、これを時価に修正するため、資産の再評価を行なつたことに伴い生じた資産の評価益を積み立てるために設けられた特殊の勘定である。

したがつて、再評価積立金は通常の企業収益から生まれた積立金とは全く性質を異にし、インフレに対する最終処理をして本来再評価の際に資本に組み入れられるべきものであつたが、当時の企業の収益力等を考慮して特別の勘定を設けて処理してきたものである。

二　内容の説明

(一)　再評価積立金の資本組入促進の措置

	改正前	改正後
限制	昭三九、三、三一を含む事業年度から一年間	昭四〇、三、三一を含む事業年度から二年間
係限に制入当組本配る	資本組入割合　年配当率 四〇%未満　一〇%以下 六〇%〃　一二%〃 八〇%〃　一五%〃 ただし、再評価積立金の残額が一五%以下である場合を除く。	資本組入割合　年配当率 五〇%未満　一〇%以下 七〇%〃　一二%〃 八〇%〃　一五%〃 ただし、再評価積立金の残額が一〇%以下である場合を除く。

(二)　減価償却に係る配当制限措置

改正前	改正後
昭三九、三、三一を含む事業年度から一年間	昭四〇、三、三一を含む事業年度から三年間
減価償却額が普通償却範囲額の九〇%未満の場合、配当率一〇%をこえてはならない。	減価償却額が普通償却範囲額の一〇〇%未満の場合（ただし、不足額が大蔵大臣の定める範囲内であり、かつ、大蔵大臣の承認を得た場合を除く）配当率一〇%をこえてはならない。

(三)　再評価積立金の資本準備金への組入れ

要再評価会社のみでなく、再評価積立金を有する株式会社は、すべて資本組入割合が八〇%以上である場合、又は再評価積立金の残額が資本の額の一〇%以下である場合には、取締役会の決議により、その全額を資本準備金に組み入れることができることとした。

三　審議の概要

――委員会における主なる質疑――

1　三年たつて再評価積立金の最終処理ができない場合、どういう措置によつてこの最終処理をさせようとするのかとの質疑に対し、現在具体的にどういう案があるのかと言われても、いまのところ具体的な案はないが、こういうような配当制限による資本組み入れの促進という方向ではなくて、ともかく再評価積み立て金を何とか最終的に処理するという方向で案を考えていきたいとの答弁がなされた。

2　電力、倉庫、陸運等の業種が特に再評価積立金の資本組み入れ割合が低い理由は何かとの質疑に対し、これらの業種が十分にいつていないのは、やはり企業の収益力が、料金を統制されておるという関係から収益力があまりないためその配当負担にたえられないのが主な理由との答弁がなされた。

3　固定資産税に再評価というものとは直接的な関係はないのだということだが、理論的には、再評価を行なつた場合には固定資産税の評価額は上がるが、ただ実際上はそういうものと結びつけないで固定資産税の課税標準の価額を特例としてきめているということになつているとの答弁がなされた。

4　その他増資と配当分離課税の関係再評価積立金の資本納入状況等について質疑がなされた。

四　委員長報告

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、従来、企業の資本構成の是正をはかる見地から、一定規模以上の株式会社に対しまして、再評価積み立て金の資本組み入れを促進し、あわせて必要な減価償却を行なわせる等、所要の措置を講じて来たのでありますが、近くこの規定の適用期限が切れることになりますので、本案は、企業の実情に即し、この規定を強化するとともに、さらにその適用期限を延長しようとするものであります。

以下その概要を申し上げますと、第一は、再評価積み立て金の資本組み入れの促進をはかるため、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度から三年間は、資本組み入れ割合に応じて配当制限を行なうこととし、第二は、減価償却励行のため、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度から三年間は、減価償却の額が普通償却範囲額に満たない場合には、年一〇%をこえる配当を行なつてはならないこととし、第三は、再評価積み立て金の資本準備金への組み入れの措置として、再評価積み立て金を有する株式会社は、すべて、再評価積み立て金の資本組み入れ割合が八〇%以上、または再評価積み立て金の額が資本金の額の一〇%以下である場合には、その全額を資本準備金に組み入れることができることとし、その最終処理の促進をはかることとしております。

委員会の審議におきましては、再評価積み立て金の最終処理に対する政府の考え方、再評価と固定資産税との関係、電力業、陸運業等の資本組み入れ割合が低い理由等について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五　参考事項

(一)　昭和二六年以来行なわれた資産再評価の結果生じた再評価積立金の累計額は、一兆三、四三五億円であり、このうち資本に組入れられた額は三八年九月末現在で五、〇四一億円で、現在なお七、五〇九億円(うち電力三、三五五億円)の残額があり、資本組入率は四〇・二%(電力を除くと五〇・三%)である。

昭和38年9月末現在

(単位　億円)

区分	金額
再評価差額(A)	13,435
再評価額及び取りくずし額(B)	885
資本組入額(C)	5,041
再評価積立金残高(D)	7,509
資本組入割合 $\frac{(C)}{(A)-(B)}$	40.2%

(二)　再評価積立金を有する会社のうち、東証第一部に上場されている会社(六〇九社)についてみると、三八年一二月末現在で再評価積立金残額は、六、〇九四億円(電力会社を除くと二、七四〇億円)であり、資本に組入れた額は四、〇八二億円(電力会社を除くと三、三三〇億円)で、資本組入率は四〇・一%(電力会社を除くと五四・九%)となつている。業種別に組入率が平均より下回つている業種は、電力一八・三%、倉庫業二七・一%、陸運二二・四%、電気機器四一・〇%であり、八〇%以上を組み入れている業種は水産業九〇・一%、建設業九四・一%、石油石炭製品八二・三%、ゴム製品八八・

○%、海運九三・三%である。

また、再評価積立金の残高の資本金に対する割合をみると、全業種を通じては一九・三%である。平均以上の業種は、電力八三・三%、倉庫業三八・五%、陸運三七・一%、それから鉱業四五・二%である。

以上により、資本組入れ割合及び資本金に対する割合が両者とも悪い業種は、電力業、倉庫業及び陸運業である。その一番大きな理由としては、電力、倉庫及び陸運中私鉄については料金が規制されているため企業収益が思うように上がらず、したがつて再評価積立金を資本に組み入れることによつて生ずる配当負担にたえ得ないという事情が考えられる。

(三) 要再評価会社一、七九一社のうち、現在再評価積立金を残している会社は、一、〇二八社あるが、これらのうち第一段階(昭四〇、三、三一を含む事業年度から二年間)で配当制限の適用を受ける会社では、配当率二〇%超の会社では四社、二〇%以下一六%超で四社、一六%以下一三%超で四〇社、一三%以下一一%超で三九社合計八七社であり、第二段階(昭四二、三、三一を含む事業年度から一年間)では、配当率一五%以下一三%超では一七社、一三%以下一一%超では三七社、合計五四社である。

したがつてこれらの会社は、減配か、増資かいずれかの道をとらなければならないわけである。

なお、これらの会社がすべて配当率を引き下げず、二割無償増資で資本金に組み入れる場合の増資額は第一段階で有償約二一〇億円、無償五〇億円、第二段階では有償一九〇億円、無償四五億円程度と予想される。

(四) 資本充実法における配当制限による資本組入促進規定

区分		昭三二、三、三一を含む事業年度から二年間	昭三五、三、三一を含む事業年度から一年間	昭三七、三、三一を含む事業年度から二年間	昭三九、三、三一を含む事業年度から一年間
資本組入に係る配当制限	資本組入割合	三〇%未満	三〇%未満	三〇%未満	四〇%未満
	年配当率	一五%をこえてはならない	一五%をこえてはならない	一二%をこえてはならない	一二%をこえてはならない
減価償却に係る配当制限		普通償却範囲額の九〇%未満の場合配当率一五%をこえてはならない。	普通償却範囲額の九〇%未満の場合配当率一五%をこえてはならない。	普通償却範囲額の九〇%未満の場合配当率一二%をこえてはならない。	普通償却範囲額の九〇%未満の場合配当率一〇%をこえてはならない。
資本組入に係る配当制限適用除外		再評価積立金の残額が資本の額に対し二五%以下	再評価積立金の残額が資本の額に対し二五%以下	再評価積立金の残額が資本の額に対し二〇%以下	再評価積立金の残額が資本の額に対し一五%以下
資本準備金への組入				資本組入割合が八〇%以上または再評価積立金の残額が資本の額に対し一〇%以下の場合には、資本準備金への組入が可能	
	資本組入割合	一五%〃	一五%〃	一五%〃	一五%〃
	年配当率				
	資本組入割合	五〇%〃	六〇%〃	七〇%〃	八〇%〃

○公認会計士特例試験等に関する法律

一 制定の理由

現在、証券取引法の規定に基づく財務書類の監査又は証明は、公認会計士でなければ行なうことができず、同法に基づ

かない一般の監査証明は公認会計士法の附則の規定によつて計理士もできることになつているのであるが、投資家を保護し、企業経理の一層の健全化に資するためには、企業の財務書類の監査又は証明に当る会計士の社会的地位の向上と監査水準の質的向上が望まれるので、この要請にこたえるとともに、六参考事項(二)に述べる如き従来からの公認会計士との間の問題に終止符をうつため計理士制度を廃止し、これに伴い所要の措置を講じて、いわゆる職業会計人制度の整備合理化を図り、かつまた公認会計士第三次試験制度の整備を図る等のため制定されたものである。

二　内容の説明

(一)　公認会計士法によつて計理士法が廃止された後も、計理士は、計理士の名称を用いて計理士業務を営むことができることになつている制度を、昭和四二年三月三一日限りで廃止し(附則第五条)、次の特例措置を講ずることにした。

1　昭和三九年七月一日から計理士制度廃止に至る昭和四二年三月三一日までの間に、五回を限り、次の要領による公認会計士特例試験を実施する。(第一条)

(1)　特例試験の受験資格者は、大蔵省に備える計理士名簿に登録をうけている者及び登録資格を有する者(登録延期者)とする。(第三条)

(2)　特例試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、会計監査、会計実務(税法に関する実務を含む)、商法及び論文(衆議院修正によつて論文を追加)について、筆記の方法により行なう。(第四条)

(3)　特例試験の合格者の決定は、試験科目の成績によるほか、計理士の職に在つた年数をしんしやくする。(第五条)

(4)　特例試験は、公認会計士審査会が行ない、問題の作成、採点のため、臨時に八人(衆議院修正によつて一人追加)以内の試験委員を置く。試験委員は学識経験者のなかから公認会計士審査会の推薦に基づいて大蔵大臣が任命する。(第八条及び第九条)

2　昭和三九年四月一日において、大蔵省に備える計理士名簿に登録をうけ、計理士の名称を用いて主として計理士の業務を営んでおり、昭和三九年九月三一日(衆議院修正によつて二カ月延期された。政府原案では七月三一日)までに認定申請書を提出した者で、政令で定める要件に該当することについて、税理士試験委員の認定をうけた者に税理士の資格を付与するものとする。(第一一条)

(二)　現行の公認会計士第三次試験の方法を実情に即して整備するため、第三次試験に実務補習及び業務補助又は実務従事の成果が反映するよう、筆記試験の合格者に口述試験を追加して行なう。なお口述試験は筆記試験で政令で定める基準(平均四〇点)以上の成績を得た者に対して行ない、さらにその基準をこえる政令で定める基準(平均五〇点)以上の成績を得た者に対してはその後行なわれる四回の筆記試験を免除することにした。(衆議院修正によつて政令でこの定める基準が追加された)(附則第二条)

(三)　昭和二九年八月一日から三年以内に限り設けられた第三次試験の受験資格についての検定に関する諸規定を削除する等規定の整備を図ることにした。(附則)

三　審議の概要

(一)　審議の経過

委員会においては、昭和三九年六月二三日横浜国立大学学長黒沢清君を参考人として出席を求め、意見を聴取する予

定のところ、会期末を控えＩＬＯ八七号条約関係法律案の取扱いをめぐり与野党間の意見調整が難行し、委員会開会の見通しがたたないため、当日になつて急拠取止めとなつた。

なお、委員会の採決に際しては附帯決議を付した。（委員会における討論の項参照）

㈡　委員会における主なる質疑

1　過去に実施された一一回及ぶ特別試験、六回にわたる第三次試験受験資格検定試験をもつて計理士に対する特例措置は終了したことになつていたが、今回さらに特例試験制度を考えるに到つた理由、その経緯等を明確にされたい。今回の特例措置は計理士の要望のみをとり入れたものではないか。公認会計士の間には強力な反対意見があるが、事前に調整した上で提案すべきではなかつたか。

2　昭和四二年三月三一日限りで計理士制度を廃止することとした理由は何か。またこれ以上特例措置を延長することはないか。

※　特に後段の質疑に対しては田中角榮大蔵大臣より、特例措置の延長は法の趣旨を没却するものであり、絶対に延長しない旨の言明があつた。

3　公認会計士の絶対数が少いといわれながら、昭和三八年度の合格率をみても第一回が八・七％、第二回が六・七％と極めて低いが、試験制度そのものに何か欠陥があるのではないか。

4　公認会計士の質の低下を招かないためには試験委員の選任も重要なことであるが、その選任の仕方をどのように考えているか。

5　計理士に税理士の資格を付与するに際しての税理士試験委員の認定はどのようになされるのか。また何名位が税理士の資格を付与される見込みか。

6　司法官等の修習制度と比較し、資格試験である公認会計士の試験制度を再検討する意思はないか。また司法官等の研修所経費が国費で賄われるのに照らし、会計士補等の講習費用を国費で支弁するよう検討すべきではないか。

7　いわゆる横すべり試験で公認会計士となつた者に、虚偽の監査証明等の不正事件が多いが、当局の指導方針はどうか。

8　職業会計人制度の充実のため、今後どのような具体的な方法を考えているか。また公正な立場を堅持せしめるための当局の抱負なり経倫なりを示されたい。

㈢　委員会における討論

成瀬幡治君(社)より、各派共同提案になる附帯決議を付して原案に賛成する意見が述べられた。

○成瀬幡治君　私は、本法律案に対しまして賛成をいたします。

もともとこの法律案は、三十六年の公認会計士審査会の答申が大体においてそのまま盛り込まれておるという点は私たちも認めます。他面、こうした審査会が設けられたところが、いつもの例によりますと、大体政府は自分の都合のいいところだけとつて形式的な審査会の答申を受けておるというようなものが過去の実例であつたんですけれども、今回はそうしたものではなくて、大体において取り入れられておるという点に、われわれはまず第一に賛成の理由を見るものでございます。

それから、いままで計理士間の問題は、一応この法律案がと申しますか、会計業務に関しまして公認会計士制度が昭和二十三年にできまして、そしてそのときに計理士法を廃止する。しかし、それに関しては二十九年の七月までに十一回特別試験等を行なつて、もうこれで解決されたんだ、こういうことになつておつたんですけれども、その特別試験には、御案内のとおり、計理士のほかにこうした会計業務等に関連をされておる学識のあるお方等も試験に受かられると

いうようなことで、しかし、それが昭和二十九年の七月で打ち切られた。そして現に計理士というものが、その後も存続と申しましようか、変な形で残つたわけですが、今回は政府のほうもきつい決意のもとに、しかし計理士会とは十分納得の上で、昭和四十二年の三月三十一日までに、向こう三カ年間に五回の特例試験を行なう。しかも、これは計理士だけを対象だ。しかも、その試験内容等は、あくまでも、片一方では大衆の零細な投資を保護育成する、そういう立場において公認会計士というものができておるわけですから、そういうこと等に対しても本末を転倒せずにやるんだというような点も、いろいろと試験制度その他において配慮されておるようであるから、そういう点に関しまして、まず第一に計理士会との間の問題がこれによつてピリオドを打たれるという、こういう意味合いにおいて、われわれは二つ目の賛成の理由として申し上げたわけでございます。

しかし、この法律案に関しましては、ただいま木村委員、あるいは天田委員、その前に野溝委員等から指摘された、いかがわしい文書等も出ております。そこで、この処理の問題に関して、いろいろ大臣の御答弁を聞きますと、適切な処置をする、こうおつしやいます。慎重な配慮とおつしやいますけれども、何らかの処置をされないということは、逆にいえば、高木何がしというものに、個人的に開き直られたら困るんだというような弱みがなきにしもあらずということになると思う。ですから、私は、適切な処置ということは、何らかの処置があるということをわれわれは期待をし、当然そうあつてしかるべきだ。煙は立つたけれども、そこには何らくさいものはなかつた。こういうことが完全に行なわれるものと、こういうことを前提にして実は賛成をするわけでございます。

そうして、しかも、この法律案を審議する過程におきまして、自由民主党、社会党、民社党、あるいは公明会等から、次の共同提案になるところの附帯決議を付して実は賛成するわけでございます。そこで、念のために附帯決議案を朗読を申し上げます。

公認会計士特例試験等に関する法律案に対する附帯決議(案)

公認会計士制度に対する社会的要請にかんがみ、政府は、昭和三十六年三月十五日の公認会計士審査会の答申を尊重し、公認会計士の業務の拡大と活用について一層の配慮を払うとともに、公認会計士の地位と監査水準の質的向上を図るよう努力すべきである。

右決議する。

この附帯決議案を付して、賛成討論を終わります。

四 委員長報告

公認会計士特例試験等に関する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、財務書類の監査または証明を業とする会計人制度の整備に資するため、昭和四十二年三月三十一日限り計理士制度を廃止し、その廃止時までに計理士を対象として公認会計士特例試験を行なう等の特例措置を講ずるとともに、公認会計士第三次試験の方法を整備しようとするものであります。

なお、本案は、衆議院において、特例試験及び第三次試験の試験科目に論文を追加する等の修正が加えられたものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して成瀬委員より、本案に賛成するとともに、各派共同提案として、「政府は、公認会計士の業務の拡大と活用について一層の配慮を払うとともに、公認会計士協会と十分な意思

の疎通を図り、公認会計士の地位と監査水準の質的向上を図るよう努力すべきである。」旨の附帯決議を付すべきであるとの意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、また、成瀬委員提出の附帯決議案は、多数をもつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

五　参考事項

(一)　衆議院における審議の概要

大蔵委員会においては、日本公認会計士協会会長辻真君、全日本計理士会会長平木信二君を参考人として意見を聴取して審査がなされ、質疑の終りに木村武千代君(自)より二内容説明中に注記した通りの修正案が自、社、民社の各派共同提案として提出され、武藤山治君(社)、竹本孫一君(民社)より修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意見がそれぞれ述べられ、また坊秀男君(自)より自、社、民社の三党を代表して提出された次の附帯決議が付された。

附帯決議

一、公認会計士特例試験の実施措置は、計理士制度を廃止して職業会計人制度の整備統一化を図ることを目的とすることにかんがみ、政府は、計理士制度の廃止、特例試験の実施期限が延長されることにならないよう最善の努力をつくすべきである。

二、政府は、公認会計士試験第二次試験合格者が履習しなければならない実務補習等の成果がさらにあがるよう積極的に配慮すべきである。

(二)　公認会計士法制定後における計理士制度について

1　公認会計士法は、企業の経理を公正にし、財務書類の真実性を確保し、かつ民間外資の導入に資する等のために、米国等にみられるごとき自由職業者としての高い社会的信用のある多数の会計士を設ける必要があり、昭和二三年に制定されたのであるが、それと同時に、同法によつて計理士法(昭和二年法律第三一号)が廃止され、計理士等を対象にして、公認会計士となるための特別試験制度(注)1が設けられるとともに、現に計理士業務(注)2を営んでいる者には昭和二六年七月三一日までに限り、その業務を行なうことができる経過措置が講じられた。その後昭和二五年の公認会計士法の一部改正によつて、昭和二六年三月三一日までに公認会計士審査会に備える計理士名簿に再登録をうけた者は、終身計理士業務ができることとなつて今日に至つた。

しかして、公認会計士制度が創設されて以来、計理士の間には既得権を奪うものである旨の主張が尾を引き、特に昭和三一・二年頃には、計理士にも証券取引法の規定に拘束されず注(3)、監査証明権を認めるよう要求が出された経緯もあり、昭和三五年五月には、大蔵大臣より公認会計士審査会に対し、「わが国の職業会計人制度を全体として健全に発達させて行く見地から現在の公認会計士制度の運営についてどのような改善を行なうべきか」という諮問が、また同時期に、大蔵大臣より証券取引審議会に対しても、「証券取引法に基づく財務諸表の監査証明制度と職業会計人制度の運営についてどのような改善を行なうべきか」という諮問がなされている。

これらの諮問に対し、昭和三六年三月に、公認会計士審査会からは、計理士問題について、計理士に証取監査証明を認めることは業務の性格からして不適当であり、全日本計理士会を特殊法人として、同法人に実務経験一定年数以上の計理士のうちから適当と認められる者を推薦させ、第三次試験にかわる財務監査等の論文を提出させて口述試験を行ない、適格者に公認会計士の資格を与えるという趣旨の答申が、また日を同じくして証券取引審議会からは、計

理士に証取監査証明業務を行なわせることは社会的信頼を低下せしめるので賛成し難い旨の答申がなされた。

これらの答申もあり、種々意見の調整がなされたのであるが、結局計理士の公認会計士への登用は試験制度によるべきであるとされ、第三次試験に何らかのしんしやくの制度を加味するか、特別試験制度にならい特例試験を行なうか検討がなされたのであるが、他方に計理士制度が存続する限り公認会計士との間の問題は消滅しないことでもあるので、この際計理士制度を昭和四二年三月三一日限りで廃止し、その間特例試験を行なうこととし、さらに単業計理士については別に税理士となる途を開くよう特別に措置することになつたものである。

(注)1　特別公認会計士試験は、昭和二四年八月から同二九年七月までの期間において、計理士、商学について学位をもつもの、商学に属する教授・助教授、銀行等の経理担当課長等を受験資格として、会計理論、会計監査、商事法令について試験を行ない、合格者に公認会計士の資格を与える特別の試験制度である。右の期間中に一一回の試験が行なわれ、合格者は、計理士五八九人(合格率七・〇%)、その他四五三人(同六・八%)、合計一、〇四二人(同六・九%)となつている。

(注)2　所定の登録をうけた計理士は、公認会計士法第六三条の規定により、旧計理士法第一条に規定する業務を営み得ることになつている。

旧計理士法第一条　計理士ハ計理士ノ称号ヲ用ヒテ会計ニ関スル検査、調査、鑑定、証明、計算、整理又ハ立案ヲ為スコトヲ業トスルモノトス

(注)3　証券取引法第一九三条の二の規定によれば、上場会社、その他の者で政令で定めるものの貸借対照表、損益計算書その他の財務計算書類には公認会計士の監査証明を受けなければならないことになつており、さらに証券業者の登録、資本の額、純財産額及び営業用純資本額等に関する政令(昭和二八年、政令第三四五号)では、上場会社のほか、大蔵大臣に届出を要する五、〇〇〇万円以上の株式又は社債の発行会社となつている。

(三)　特例試験の期日、科目及び受験資格者について

1　特例試験の期日は、昭和三九年一〇月、四〇・四一年のそれぞれ四月及び一〇月の計五回が予定されている。

2　試験科目は、会計監査二問、会計実務四問(簿記二問、分析一問、税一問)、商法一問、論文一問、計八問が予定されている。

3　受験資格者は、登録計理士三、一一三人、登録延期中の計理士九四一人、計四、〇五四人が予定されている。

(四)　合格者決定に際しての計理士経験年数のしんしやくについて

計理士制度は旧計理士法施行以来既に三六年を経過しており、社会的に評価の高い高令者もおるので、経験年数加算制度を設けることとなつたものであり、そのしんしやくの方法については、公認会計士特例試験等に関する法律施行令(昭和三九年政令第二〇四号)第一条において、試験科目の合計数の一〇〇分の四五($100\times 8\times\frac{45}{100}=360$)以上である者について、その者の得点の合計数に、経験年数(最高三〇年打切り)一年につき、総点数の二〇〇分の一を乗じて得た点数($800\times\frac{1}{200}=4$)を加算(最高$4\times 30=120$)した数をその者の得点の合計数とし、経験年数七カ月未満は切捨てるよう定められている。

(五)　税理士の資格の付与について

計理士の実態が適確に把握されないが、登録計理士三、一一三人の大部分は時に税理士の資格をもつものと判断され、主として計理士業務を営む者で認定によつて税理士の資格を付与される者は約五〇名と推定される。

(六) 計理士の登録状況

項目	人数	備考
昭和26年3月31日までに再登録した者	4,045人	公認会計士法第63条第1項の規定により計理士の再登録をした者
再登録を延期した者で昭和26年4月1日以降昭和36年3月末迄に再登録した者	290	計理士法廃止の際計理士業務を営んでいた者で、昭和26年3月31日現在大学の教授その他の指定業務に従事している者は再登録の延期届を提出しておけば、その後何時でも再登録をして計理士業務を営むことができることになつている。
以上合計	4,335	
登録抹消者	1,222	公認会計士になつた者、廃業、死亡等による
差引 昭和39年3月末現在登録している者	3,113	
昭和39年3月末現在登録延期中の者	941	

(七) 計理士の年令構成

項目	人数	構成比	備考
31才～40才	412人	13.2%	1 昭和39年3月末現在
41才～50才	1,175	37.8	
51才～60才	908	29.2	2 本表は計理士名簿より算出したものである。
61才～70才	506	16.2	
71才以上	112	3.6	
計	3,113	100.0	

	計理士			その他			合計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
	人	人	%	人	人	%	人	人	%
昭和24年	1	0	—	1	1	100.0	2	1	50.0
25	3	2	66.7	0	0	—	3	2	66.7
26	10	4	40.0	4	2	50.0	14	6	42.9
27	5	2	40.0	14	4	28.6	19	6	31.6
28	3	0	—	62	35	56.5	65	35	53.8
29	251	30	12.0	365	106	29.0	616	136	22.1
30	325	10	3.1	572	85	149	897	95	10.6
31	301	7	23.3	650	60	9.2	951	67	7.0
32	289	6	2.1	758	119	15.7	1,047	125	11.9
33	248	9	3.6	766	99	12.9	1,014	108	10.7
34	198	1	0.5	719	71	9.9	917	72	7.9
35	163	1	0.6	700	82	11.7	863	83	9.6
36(1)	123	0	—	546	70	12.8	669	70	10.5
(2)	139	2	1.4	631	125	119.8	770	127	16.5
37(1)	108	1	0.9	504	80	15.9	612	81	13.2
(2)	130	1	0.8	583	79	13.6	713	80	11.2
38(1)	95	2	2.1	504	50	9.9	599	52	8.7
(2)	91	0	—	560	43	7.7	651	43	6.6
計	2,483	78	3.1	7,939	1,111	14.0	10,422	1,189	11.4

(九) 特別公認会計士受験、合格状況

	計理士			その他			合計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
	人	人	%	人	人	%	人	人	%
昭和24年(1)	1,503	45	3.0	657	15	2.2	2,160	60	2.8
(2)	879	83	9.4	538	27	5.0	1.417	110	7.8
25 (1)	918	66	7.2	511	38	7.4	1,429	104	7.3
(2)	697	65	9.3	496	39	7.9	1.193	104	8.7
26 (1)	1,152	61	5.3	789	39	4.9	1,941	100	5.2
(2)	559	45	8.1	498	43	8.6	1,057	88	8.3
27 (1)	462	55	11.9	521	68	13.1	983	123	12.5
(2)	446	39	8.7	554	51	9.2	1,000	90	9.0
28 (1)	711	31	4.4	845	42	5.0	1,556	73	4.7
(2)	419	28	6.7	491	25	5.1	910	53	5.8
29 (1)	715	71	9.9	810	66	8.1	1,525	137	9.0
計	8,461	589	7.0	6,710	453	6.8	15,171	1,042	6.9

（注） 実施期間　昭和24年8月から昭和29年7月まで

受験資格　1. 商学に関する博士

2. 下記の職に在つた年数が3年以上となる者

(1) 計理士、税理士及び税務代理士

(2) 大学旧制高校、旧制高専の商学に関する教授、助教授又は講師

(3) その他職務又は会計に関する地位にあつて課長又はこれに準ずるもの以上に相当する者

試験科目　会計理論、会計実務、会計監査、商事法令

(ロ) 公認会計士、会計士補の現況

第三次試験合格者	一、一八九人
特別試験合格者	一、〇四二人
第三次特別試験合格者（計）	二、二三一人
公認会計士登録者	一、九五三人
外国公認会計士資格承認者	三五人
外国公認会計士登録者	一八人
検定試験合格者	一、五〇七人
第二次試験合格者	二、四四〇人
会計士補登録者	六九一人
第一次試験合格者	九七九人

（注） 1 「第三次試験合格者」及び「特別試験合格者」の合計二、二三一人中には両試験合格者三人、死亡した者五三人及び合格を取消した者一人、合計五七人を含む。

2 「検定試験合格者」一、五〇七人中には合格を取消した者二人を含む。

3 本表は昭和三九年三月三一日現在による。

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

一 制定の理由

わが国経済に占める輸出の役割は極めて重要であるが、開放経済への移行に伴ない、国際輸出環境は今後益々きびしさを増すものと考えられる。しかるに、わが国の重要な輸出市場である東南アジアを中心とする低開発国においては慢性的な外貨不足、資金不足に見舞われており、わが国の経済援助や協力を期待する傾向が高まつてきている実情である。このような情勢に対応するため、日本輸出入銀行の業務の拡大等を行なつたものである。

二 内容の説明

(一) 追加出資規定の整備(第四条第二項第三項追加)

現在、日本輸出入銀行への追加出資は、その都度資本金額の改正を必要とする法律事項であるが、産投会計からの出資については予算審査の際に充分論議の機会もあり、又、これからは追加出資の必要も増すと考えられるので、今後は予算の範囲内において追加出資できるよう改めたものである。

なお、本改正条項により、政府が出資する額は、昭和三八年度において六〇億円、昭和三九年度において二二五億円である。

(二) 外国政府等に貸し付けられた民間資金に係る債務の保証(第一八条第一一号創設)

現在、わが国からの設備等の輸入又は技術の受入を促進するため外国政府等に対して必要資金の貸付が行なわれているが(法第一八条第三号)、その方式は輸銀及び甲種為替銀行一二行による協調融資である。しかし、この貸付は長期無担保であり、採算上、債権確保上必ずしも市中銀行にとつて有利とはいえないので、今後期待されるこの種業務の拡大のため、市中銀行の協調融資分に対して債務の保証を行なうこととした。

(三) わが国からの設備等の輸入による債務の履行に必要な資金の貸付(第一八条第九号、第一八条の二第五項創設)

わが国から設備等の輸入又は技術の受入を行つた者が、その国の国際収支上の理由から債務を履行できない場合に、一定の条件の下に当該国の政府等に対して必要資金の貸付を行なうことができる。

○条　件

イ　主要な債権国が相当数あること。

ロ　債務国の政府が主要な債権国の全部又は大部分に対して債務履行の繰延べ、又は必要資金の借入のあつせん等を求めていること。

ハ　要請を受けた国の全部又は大部分がその要請を受け入れることが確実であると認められること。

(四) 理事の定数増員(第一〇条改正)

輸銀の理事の定数については、昭和三二年に二名増員されてから改正されていないが、同行の業務量の増大に対処するため、一名増員する。

三　審議の概要

(一) 審議の経過

委員会の審査にあたつては、日本輸出入銀行の役職員を参考人とし、同行総裁森永貞一郎君および同行理事斎藤正年君に対し質疑を行つた。また、成瀬幡治君(社)は修正案を提出した。

(二) 委員会における主なる質疑

1　わが国の輸出の増進特に共産圏諸国との貿易の拡大について輸銀の果す役割はどうか。

2　わが国の経済に占める輸出の重要性にかんがみ、資金量を増加すべきではないか。

3　OECDに加盟すれば、輸銀の業務が拘束されるのではないか。

4　日韓会談が妥結した場合、予想される韓国への経済援助は輸銀ベースで行なわれるのか。

5　輸銀への出資の追加を法定事項からはずしたのは、輸銀業務に対する国会の審査の機会を奪うものではないか。

6　わが国から設備等を輸入したものがその国の国際収支上の理由から債務の履行ができない場合には、今後、当該国の政府等に対して必要資金の貸付を行なうことができるが、これは焦げ付き債権を輸銀が肩代りするのではないか。その貸付の形式、条件、政府との関係、本項適用の見通し等はどうか。

7　投資金融特にアラスカパルプへの融資の状況。その投資効果および今後の見通しはどうか。
　また、ミナス製鉄所に対する追加出資の問題はどうなつているか。
8　円借款における協調融資に輸銀が保証を行なう理由は何か。
9　輸銀と海外経済協力基金との間の業務の調整はどうなつているか。

(三)　委員会における討論

委員会においては成瀬幡治君(社)、および鈴木市藏君(共)が反対討論を行なつた。

○成瀬幡治君　私は、日本社会党を代表いたしまして、本案に対して、次にお示しをいたします修正を条件として、賛成をいたします。

本案が、円借款における市中銀行の協調融資分について債務の保証を行ない、または国際収支上の理由から債務の繰り延べ等を必要とする国の政府に対して必要な資金の貸し付けを行なおうとしておりますことは、わが国の輸出振興上必要な措置であり、適切だと考えるのでありますが、しかしながら、追加出資の規定を改めようといたしております点については賛成することができないのであります。

現在、日本輸出入銀行への出資の追加は、そのつど資本金額の改正を要する法律事項となつておりますが、政府は今回これを改めて、今後は政府が必要と認めるときは予算で定める範囲内で出資の追加ができることとしております。その理由とするところは、予算審議において審査の機会もあり、また日本輸出入銀行のごとく資本量の増加に伴い金利上借り入れ金との逆ざやを埋めるため必ず出資を行なわなければならない機関においては、法令の形式としても一々法律改正を要することは妥当でないというのであります。しかしながら、予算委員会における審査は、問題のとらえ方が大きく、分科会においてもその時間的な制約等もあつて、それぞれの機関について十分審議を尽くすことはできないというのが過去の実例でもあると思うわけでございます。また、法制上の整備ということでありますが、輸銀への追加出資は当初から行なわれております。最近急に出資の追加が多くなつたわけではありません。

私たちといたしましては、輸銀への出資が公正な事業計画に基づいて行なわれ、特殊な政治的な配慮に基づいて出資金の増額が行なわれてはならないと考えます。したがつて、輸銀の事業計画または業務の内容についても、予算審議だけではなく、さらに別にこのような内容についての審査の機会を与えられる、すなわち従前どおりのほうがより妥当であると考えられるわけでございます。輸出振興上特段の効果があるとも考えられないこのような改正が、今日急に行なわれようとしておる真の理由は、業務の実態について審査の機会をなるべく少なくしようとする意図ではないかと想像されるのであります。

以上の理由によりましては、私はお手元にお配りしてあります案のとおり、出資の追加は現行どおり資本金額の改正を要するものとして、第四条改正規定を削除していただきたいと思うわけでございます。

○鈴木市藏君　私は、日本共産党を代表して、日本輸出入銀行法の一部を改正する法案に反対をします。

この法案に反対する理由は、第十八条に新たに設けられました第九号についてであります。日本輸出入銀行をいわゆる開放経済体制に即応させるものとして、このような条項が新たに設けられたと思いますが、これはやはり日本独占資本の海外市場進出の先兵として、より全面的な奉仕の機関に仕上げようとしたところにねらいがあると思つております。政府は、ＯＥＣＤへの加盟、ＩＭＦ八条国への移行によつて、貿易・為替の自由化の総仕上げをしようとしておりますが、自由化によつてすでに日本の産業と国民生活に重大な打撃を受けていることは周知のことであります。このことは日本の貿易の平和的、自主的発展の方向とは逆行しております。で、池田内閣は輸出入銀行にまさに血道をあげるといつてもいいほどの政策を強引にとつてきておりますが、それはアメリカの独占体に従属した範囲内における政策で

ありまして、東西の貿易の拡大に対する世界的潮流とわが国民のこれに対する切実な要求があるにもかかわらず、社会主義諸国との平等互恵の立場に立つ貿易については積極的な政策をとろうとしていません。アメリカの反共戦略とドル防衛に協力を誓わされて、自主的、平和的な貿易政策の方向をますます今日困難に追い込んでいるとしかいえません。で、政府当局は、この法改正がＯＥＣＤ加盟とは何ら関係がないように言つておりまするが、それは法文上の解釈にすぎません。実際には第九号の新設は、日本の独占資本が海外市場獲得のために不当不要な延べ払いを行ない、不良債権となつたものを国民の血税をもつて政府が肩がわりしようとするものであり、その制度化をはかつたものがこの法改正のねらいの一つであります。このことはますます冒険的な輸出政策と冒険的な財政処置に追い込むものと言わなければなりません。

反対の理由の二は、第四条第二項に示す国会における審議権の制限であります。財政民主化の方向にさからうこのような法改正には、私たちは反対であります。

四　委員長報告

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正点の第一は、同行に対する追加出資の規定の整備であります。現在同行に対する出資の追加は、そのつど資本金額の改正を必要としておりまするが、今後は、政府が必要と認めたときには、予算の定める範囲内で出資の追加を行なおうとするものであります。

第二は、業務の追加であります。本法第十八条第三号による外国政府等に対する円借款は、同行及び甲種為替銀行十二行による協調融資方式によつて行なわれておりますが、この貸し付けは長期無担保であり、債権確保上必ずしも十分とは言えない状況でありますので、市中銀行の協調融資分については、同行がその債務の保証を行ない、また、わが国から設備等の輸入または技術の受け入れを行なつた者が、その国の国際収支上の理由から債務の履行ができない場合には、一定の条件のもとに、当該国の政府等に対し必要資金の貸し付けを行なおうとするものであります。

第三は、最近における同行の業務量の増大に対処するため、理事の定数を一名増加しようとするものであります。

委員会におきましては、追加出資の方式の改正と、同行の融資に対する国会の審議権との関係、わが国の輸出、特に社会主義諸国への輸出における同行の役割り、昭和三十九年度における同行の事業計画、船舶輸出と今後の長期的見通し、国際収支上の理由から債務の繰り延べを行なう場合の諸問題、同行の業務と、海外経済協力基金の業務との調整等について、熱心なる質疑が行なわれましたが、この詳細は、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して成瀬委員から、「本案のように日本輸出入銀行の業務を追加することは、輸出振興上妥当な措置と認めるが、ただ、追加出資の方式を改めて、今後は法律改正を要しないものとすることは、同行の、公正にして、かつ適切な事業計画に基づく融資の確保に対する国会の審査の場を、実質的に排除しようとするもので賛成することはできない。したがつて、出資の追加は現行どおり資本金額の改正によつて行なうべき」旨の修正案を提出し、この修正を条件として本案に賛成するとの意見が述べられ、日本共産党を代表して鈴木委員から、「本案は、日本の独占資本の海外市場進出のため、不当不要な延べ払い輸出を行ない、その焦げつき債権の肩がわりを行なおうとするものであり、また、追加出資の規定の改正は国会の審議権を奪うものであるから反対である」旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決に入りましたところ、成瀬委員提出の修正案は多数をもつて否決せられ、次いで本案について採決を行ないましたる結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五　参考事項

(一)　衆議院における審議の概要

大蔵委員会において、卜部政巳君(社)は反対の討論を行なつた。

(二)　昭和三九年度事業計画および資金計画

(単位　億円)

貸付金		39年度	38年度
事業計画	輸出金融	1,500	1,353
	輸入金融	10	9
	技資金融	90	88
	計	1,600	1,450
資金計画	政府出資金	225	260
	資金運用部借入金	712	650
	回収金等	663	540
	計	1,600	1,450

(注)　38年度は実績見込

(三)　昭和三八年一二月末主要勘定

(単位　百万円)

貸付金	311,459
(輸出金融)	(266,701)
(輸入金融)	(4,209)
(技資金融)	(40,549)
有価証券	2,680
払込未済出資金	1,000
借入金	189,539
保証債務	7,788
貸倒準備金	5,237
資本金	118,300
準備金	1,862

(四)　最近三カ年間の貸付状況

(単位　百万円)

		35	36	37
品目別	輸出船舶	39,485	42,217	50,384
	車輌	6,742	9,195	15,817
	電気機械	5,037	7,592	6,671
	通信機械	603	292	2,470
	繊維機械	4,846	6,355	5,049
	鉄鋼製品	2,735	3,911	2,313
	その他の産業機械	15,873	31,492	15,573
	耐久消費財等	—	—	310
	小計	75,320	91,053	98,587
	輸入	447	1,346	1,378
	投資	8,683	11,183	8,644
	合計	84,450	103,582	108,609
地域別	東アジア	2,484	3,960	4,144
	東南アジア	27,489	22,306	29,798
	西アジア	9,357	10,724	3,811
	北米	766	428	40
	中南米	19,191	23,051	22,169
	ヨーロッパ	13,104	34,099	25,070
	アフリカ	11,844	9,015	23,214
	大洋州	214	—	363
	計	84,450	103,582	108,609

○日本開発銀行法の一部を改正する法律

一　制定の理由

最近におけるわが国経済の成長は、一方において産業間および地域間に格差を生じたが、この格差是正のため政府としても種々施策を進めてきた。開発銀行としても昭和三四年以来地域開発業務の充実につとめてきたが、明年度においても本年度比較約四割増の資金枠を予定している。しかしながら、地域開発の進展に伴ない、益々増大する産業用地の需要は

企業採算に見合う低廉にして充分なる用地の取得を困難にしている。

従来、工業用地の造成は、主として地方公共団体の財政資金で賄われていたが、今回、更に民間による土地造成を推進するため、開発銀行の業務に土地造成資金の貸付業務を加えたものである。

また、開発銀行の業務量も昨年末で融資残高が八、二五九億円に達する等飛躍的に増大しているので、業務の円滑なる運営をはかるため、理事および参与の定数をそれぞれ一名増加したものである。

二　内容の説明

(一)　土地造成資金の貸付(第一八条第一項第一号改正)

この資金は三九年度事業計画として予定されている二八〇億円の地域開発融資枠の中で賄われるが、金利は年利八・七%が適用される。融資対象の範囲には問題があるが、一応事業責任の明確な私企業が事業主体となるものに融資を限ることが考えられている。

(二)　理事および参与の定数増加(第一〇条改正)

理事の主たる職務

総裁および副総裁を補佐して日本開発銀行の事務を掌握する。

参与の主たる職務

総裁の諮問に応じ、日本開発銀行の業務に関し意見を述べる。

三　審議の概要

(一)　審議の経過

委員会の審査にあたつては、日本開発銀行の役職員を参考人とし、同行総裁平田敬一郎君に対して質疑を行なつた。

(二)　委員会における主なる質疑

1　従来、工業用地造成については地方公共団体が主として当つてきたが、その上になお民間企業による土地造成事業への融資の途を開く必要があるのか。

2　土地造成事業への融資はいかなる地域に重点をおくのか。また、融資の基準はどのように考えているか。

3　開銀債発行の見通しとヨーロッパ市場における外債発行の見通しについて。

4　オリンピックに備えるためのホテル建築への融資状況はどうか。

5　理事、参与の定数を増加する目的は何か。

(三)　委員会における討論

鈴木市藏君(共)より反対の討論がなされた。

○鈴木市藏君　私は、日本共産党を代表して、日本開発銀行法の一部を改正する法律案に反対をします。

土地造成は、一体、今日までだれの利益に奉仕してきたものでしょうか。それはほとんど独占資本と大企業の進出を誘致し、そして地方自治体の財政的な圧迫を来たしてきたのであります。そのことは大阪のドイッチェ・バンクの事実、千葉県の財政逼迫の事実を見ても明らかであります。

今回のそれは、日本開銀が民間の株式会社に融資を行なつて、協調融資という形で、さらに造成事業を推し進めようとするものでありますが、土地造成はこのことによつて一そう投機的な事業となり、融資もまた投機的な性格を持ただ

るを得ません。地方開発、国土開発という名のもとで、開発公庫的な方向に道を開き、今回の融資はそうした方向をはつきりと意図したところの政策的な融資であると考えます。

よつて、反対であります。

四　委員長報告

日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における地域開発の進展に伴い必要となります産業用地の供給をはかるため、譲渡を目的とする土地造成事業に対し、融資の道を開くとともに、同行の業務の円滑な運営をはかるため、理事及び参与の定数をそれぞれ一名増加しようとするものであります。

委員会におきましては、土地造成事業の融資基準、外債市場の現状と開銀債発行の見通し等について、熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して鈴木委員より、「民間企業の土地造成事業に対して融資の道を開くことは、投機を助長するものであるから反対である」旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五　参考事項

(一)　衆議院における審議の概要

大蔵委員会において、岩動道行君(自)および竹本孫一君(民社)は賛成の討論を行なつた。なお、社会党委員は質疑打切り動議の提出に反対して退席し、討論、採決には加わらなかつた。

(二)　昭和三九年度事業計画および資金計画

（単位　億円）

		39年度	38年度
事業計画	貸付	1,288	1,202
	(電力)	(190)	(240)
	(海運)	(282)	(272)
	(地域開発)	(280)	(225)
	(その他)	(536)	(475)
資金計画	資金運用部借入金	809	916
	産業投資会計借入金	0	0
	外貨債券	72	0
	回収自己資金等	407	286
	計	1,288	1,202

(三)　開銀債の発行

昭和三五年に外貨債券発行の途が開かれ、昭和三七年度迄に計六、〇〇〇万ドルが発行されたが、三八年度においては開銀債を発行することなく、産投外債発行による調達分二〇三億円のうち一一八億円を借入れることになつた。産投外債はまず二、七五〇万ドルが発行され、九三億円が開銀に貸しつけられたが、その後利子平衡税法案の影響により残り三、二五〇万ドルの発行が困難な情勢となつた。しかし、本年三月スイスにおいて一、一五〇万ドルが発行されたた

め、残り二五億円の貸付が行なわれ、三八年度予定分一一八億円は全額貸付が終つたことになる。なお、三九年度については開銀債二、〇〇〇万ドルの発行が予定されている。

(四) 昭和三八年度末主要勘定

（単位　億円）

貸付金	8,533
(貸付金)	(7,586)
(外貨貸付金)	(946)
有価証券	75
借入金	5,164
(政府借入金)	(4,218)
(外貨借入金)	(946)
外貨債券	214
支払承諾	915
貸倒準備金	253
法定準備金	432
資本金	2,340

(五) 国庫納付金の推移

（単位　百万円）

26年度	0
27	5,011
28	10,845
29	9,747
30	9,946
31	12,755
32	14,303
33	12,459
34	12,545
35	13,096
36	12,462
37	11,931
38	12,900
39	12,700

（注）　39年度は見込

(六) 最近五カ年間業種別貸付状況

（単位　億円）

	34年度	35	36	37	38
電力	250	205	208	305	240
海運	179	144	157	212	272
地方開発	34	70	170	200	225
石炭	55	75	77	125	110
特定機械	28	28	71	80	80
硫安	12	14	12	143	45
その他	122	124	130	124	230
計	680	660	825	1,209	1,202

（注）　1　数字は年度資金別貸付額
　　2　38年度は実績見込

○北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律

一　制定の理由およびその内容

(一) 北海道および東北地方における産業開発の進展に伴ない、公庫に対する資金需要は益々増加しているが、同公庫の貸出原資はその大半を債券発行に求めており、その発行限度額は資本金の二〇倍となつている。現在公庫への出資は資本金額の改正を要する法律事項であるが、出資の額については予算審査の際審査の機会もあり、かつ、資金調達の弾力化

をはかるため、今回、政府は予算の定める金額の範囲内で出資することができるように改正したものである。

(二) 従来、公庫における監事の権限は公庫の業務を監査するだけであつたが、この監査の結果を適切に生かすため、必要があると認めるときは総裁又は主務大臣に意見を述べることができるよう改正したものである。

(三) 地域開発の進展に伴ない、企業の採算に見合う適正かつ十分なる産業用地の確保が重要な問題となつているが、その重要性にかんがみ現在土地造成事業は主務大臣の指定する事業として融資の対象になつておるのを、法律に明記したものである。

二 審議の概要

(一) 審議の経過

委員会の審査に当つては、北海道東北開発公庫の役職員を参考人とし、同行総裁北島武雄君に対して質疑を行なつた。また、野々山一三君(社)は修正案を提出した。

(二) 委員会における主なる質疑

1 北海道及び東北地方の開発に同公庫が果した役割はどうか。

2 土地造成事業のこれからの見通しはどうか。

3 苫小牧港開発株式会社の実態と同社に対する融資の状況はどうか。

4 公庫融資先企業の業況と延滞状況はどうなつているか。

5 監事の権限を強化する目的は何か。

(三) 委員会における討論

野々山一三君(社)は反対の討論を行なうとともに修正案を提出した。また天田勝正君(民社)は反対の討論を行なつた。

○野々山一三君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になりました北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行なうものであります。

この改正の中で、特に、予算の定めるところに従つて自動的に公庫の資本金が増資をせられるという点について、私どもはこの点を重視し、反対をするものであります。したがつて、その観点から次のとおり修正案の提案をいたすのであります。

読み上げます。

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条に二項を加える改正規定を次のように改める。

第四条中「三十五億円」を「四十五億円」に改める。

この修正案を提案する趣旨について申し上げたいのでありますが、その一つは、国会における審議権を本法の改正によつて縮小するということであります。その結果は、議会が、公庫の運営及び国民の意思を十分に反映して適切な運営をはかるようにすべきであるという、国民の意思が十分に受け入れられないことになつてしまうという点が第一の理由であります。

その第二は、予算の審議にあたつて、申し上げたような点について十分な審査及び審議がなされるということであるはずであるから、前段述べたような理由は、その予算審議にあたつて解消されるはずであるという意見があるのでありますが、実情、現在の予算の審議の状況を見てみますと、御案内のように、一カ月にわたりまして審議が行なわれるのでありますけれども、かりに具体的に大蔵省所管の予算案の審議そのものを見てみますと、細部にわたつて審議する時間

というものはおよそ半日ないし一日でありました。大蔵省の関係機関の全予算内容を十分に審査することはおよそこの半日ないし一日の予算審議にあたつて期待することはできないのであります。予算案の審議にあたつて、十分に公庫の運営やあるいは国民の意思を反映して適正な運営をはかることにすればいいのではないかという意見は、およそそれをいれることはできない。

そういう二つの理由からいたしまして、私どもはこの修正案を提案し、本案に反対の意思を表明する次第であります。

○天田勝正君　わが民社党は、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、ただいま野々山君から提出されました修正案に賛成をし、政府原案に反対をいたすものでございます。

この改正と同趣旨の輸出入銀行法の改正が先般提案されましたが、その際にわが党は政府原案に賛成をいたしましたた。それは事柄が輸出入銀行法であり、対外関係からいたしましても、若干でもスピーディーにものごとが運ぶという趣旨から賛成したのでありまして、ただいま野々山君も指摘されましたように、国会の審議が少しでも粗雑になりあるいはおろそかになるという点につきましては、私どもは根本から反対でございます。したがいまして、先般も、かような改正案を今後提出せざるように、政府に申し入れを行なつたのであります。

なお、すでに決議でも明らかでありまするように、予算委員会の分科会等においてこうした問題が審議されたことは、かつて一度もないのでございます。ただ、全体の予算の中で、その予算の数字という点にだけ融れたことがあるだけであります、このことは、政府の答弁によつて明らかであります。かように相なりますれば、ますますもつて、政府は恣意に政治的な意図、あるいは党略的にも、この資本の増額等が使い得るという結果に相なるのでありまして、私どもはあくまで、これはもとどおり、そのつど、資本の増加に伴つて本委員会で審議ができるように、そしてさらに、予算の面におきましては、予算委員会においてもこれが審議がせられるように望むのであります。

よつて、冒頭に申し述べましたように、野々山君提出の修正案に賛成し、原案に反対をいたします。

三　委員長報告

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、同公庫への出資の追加が、現在そのつど資本金額の改正を必要としているのを改め、今後は、政府が必要と認めるときは予算の定める金額の範囲内において追加出資ができることとし、また、従来、主務大臣の指定により同公庫の業務の対象となつていた土地造成事業を法律に明記するとともに、監事の権限を強化して、総裁または主務大臣に意見を提出することができるようにしようとするものであります。なお、主務大臣に対する意見の提出は、政府原案においては総裁を通じて行なうことになつておりましたが、衆議院において、これを直接提出できるよう修正されております。

委員会におきましては、公庫が北海道東北地方の開発に果たしてきた役割り、融資に対する延滞の状況、同地方における産業用地造成の見通し等について熱心なる質疑が重ねられましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野々山委員より、「公庫への出資の追加を政府が予算の定める金額の範囲内で行なうことは、国会の審議権を縮小しようとするもので反対である」として、公庫の資本金額を「四十五億円」とする修正案が提出され、また、民主社会党を代表して天田委員より、「追加出資の規定の改正は国会における審議をおろそかにするとともに、党略的に出資の追加を行なう道を開くもので反対であり、野々山委員提出の修正案に賛成する」旨の意見が述べられました。

四　参考事項

討論を終了して採決に入り、まず、野々山委員提出の修正案について採決を行ないましたところ、少数をもつて否決せられ、次いで、本案について採決を行ないました結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(一) 衆議院における審議の概要

内閣委員会において、伊能繁次郎君(自)外八名は自由民主党・日本社会党および民主社会党の三派共同提案による修正案を、また山内広君(社)は社会党を代表して修正案をそれぞれ提出し、山内広君(社)は両修正案に賛成の討論を行つたが、共同修正案は全会一致をもつて可決、また山内君提出の修正案は否決された。

(二) 昭和三九年度事業計画および資金計画

(単位 億円)

		昭39	38
事業計画	貸付	287	252
	出資	3	3
	計	290	255
資金計画	政府出資	10	10
	公庫債発行	240	175
	(資金運用部引受)	(80)	(60)
	(簡保引受)	(40)	(30)
	(公募)	(120)	(85)
	自己資金	40	70
	計	290	255

(三) 北海道東北開発公庫債券

昭和三八年度末現在の債券発行残高は六四九億円で三八年度末の発行余力は五一億円となる。三九年度においては、債券発行は二四〇億円が計画されており、このために産投会計から一〇億円の出資が予定されている。

(四) 昭和三八年一二月末現在主要勘定

(単位 百万円)

貸付金	89,723	資本金	3,500
出資金	827	政府借入金	21,555
現金預金	55	債券	58,239
有価証券	0	償却引当金	2,327
固定資産	513	その他	3,066
債券発行差金	180	利益金	6,113
損失金	4,098		
その他	4		
計	94,800	計	94,800

(五) 昭和三八年一二月末現在業種別地域別出融資残高

(単位 百万円)

	北海道			東北			計		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
			%			%			%
鉱物資源開発未利用工業	49	1,736	3.6	84	11,062	26.5	133	12,798	14.2
水産業農林畜産物加工業	160	19,092	39.7	72	4,854	11.6	232	23,946	26.6
鉱業及び鉱物製錬業	27	2,315	4.8	81	6,909	16.5	108	9,224	10.3
交通運輸業	162	8,835	18.3	37	1,306	3.1	199	10,141	11.3
その他	213	16,161	33.6	257	17,680	42.3	470	33,841	37.6
合計	611	48,139	100.0	531	41,811	100.0	1,142	89,950	100.0

(六) 土地造成事業への出融資の状況

現在、北海道東北開発公庫による土地造成事業への出融資は、公庫法第一九条による主務大臣の指定によつて行なわれているが、その実績としては苫小牧港開発株式会社に対する「苫小牧市における港湾整備に附帯する工業用地造成事業」への出融資一件

がある。同社は資本金五億円、三八年一二月末における出融資の残高は、出資については一億五、〇〇〇万円、融資については二四億二、〇〇〇万円である。

○保険業法の一部を改正する法律

一　制定の理由

株式会社の計算規定については、旧商法(昭和三七年法第八二号による改正前の商法)では簡単な規定をおくのみで、資産の評価についてはながらく時価以下主義をとつてきた。これは最近における企業会計理論及び実際の慣行と適合しない面が多かつたため、昭和三七年四月、商法の一部改正が行なわれ、資産の評価については原則として原価主義を採用することになつた。

この改正により、株式会社である保険会社には改正規定が全面的に適用されることになつたが、その際、相互会社である保険会社についてはこれを直ちに適用することには相互組織という性格上から問題があるとされ、資産の評価については一応従前の規定が適用されることとなつた。

その後、保険審議会において、株式会社である保険会社と相互会社である保険会社の計算規定の調整について審議が行なわれ、昭和三九年一月二七日答申が提出されたのである。本法はこの答申に基き、株式会社と相互会社の計算規定の統一をはかるとともに、一定の条件のもとに取引所の相場ある株式の評価について時価までの評価益の計上を認めたものである。

二　内容の説明

(一)　商法の資産の評価についての規定の準用

○二八五条の二　本条は流動資産の評価について原価主義をとることとし、原則として未だ実現していない利益即ち評価益の計上を禁じたものである。なお、実際の慣行としては低価主義も広く行なわれているので、第二項においてこれを認めている。なお、第一項但し書によつて原価を付した資産のうち重要なもの、また、第二項によつて時価を付した資産については、利益操作を防ぐため法務省規則により注記しなければならないことになつている。

○二八五条の三　本条は、固定資産は元来売却を予定した資産ではないのでその評価は原価によるべきものとし、毎決算期に相当の償却を行なうこととした。「相当の償却」は抽象的な表現であるが、耐用期間を通して定額法・定率法等合理的な一定の方法による償却であると説明されている。

○二八五条の四　本条は金銭債権の評価について取得価額によらず債権金額によるものとした。これは会計実務の慣行を尊重したためである。

○二八五条の五　社債については原則として取得価額を付することとした。しかし社債の価額は償還期限が近ずくにつれて上るという性質をもつており、これは単なる評価益ではなく社債の実価が増加するものであるから、この場合には相当の増額を認めている。

保険業法第六六条の二の規定は、この一項但し書の規定に含まれることになるため、今回削除した。

○二八五条の六　株式の評価について原則として取得価額によることとする。なお、時価が取得価額より低い場合は上場株式については流動資産の評価規定を準用した。なお、保険業法第六七条第三項の規定は、本条および二八五条の三の規定の創設により不用となるので削除された。

○二八五条の七　のれんは実体的な資産ではないので、無償譲り受の場合には適正な価額を付し得ない。従つて有償譲

り受け、または合併による取得の場合に限り計上を認めた。

(二) 商法の引当金の計上についての規定の準用

○二八七条の二　旧商法にはいわゆる負債性引当金についてはこれが法律上の債務ではないという理由で規定を設けていなかつたが、将来の特定の支出又は損失に対する準備としてその金額を合理的に計算できる場合には引当金に計上できる途を開いたものである。しかし、この種引当金は経理操作に利用されるおそれもあるので、一定の条件を付している。

(三) 取引所の相場ある株式についての評価の特則(第八四条創設)取引所の相場ある株式については第二八五条の六に規定があるが保険事業の性質上、契約者の利益を確保するためには、相当程度の含みがある場合には主務大臣の認可のもとに時価までの評価益の計上を認め、これを責任準備金または保険契約者配当準備金に積み立てる途を開いたものである。

(四) 保険業法第八六条準備金の積立および取崩しに関する規定の整備(第八六条、第八七条の改正)

第八四条の規定による評価益は、第八六条準備金の積立および取崩しに際しての利益の計算から除く。

(五) 罰則規定(第一五二条第一七号の改正)

第八四条第二項の規定違反についての罰則規定をおいたものである。

三　審議の概要

――委員会における主なる質疑――

1　保険のような長期の債権債務に対しては物価値上りによる貨幣価値の減価について配慮すべきであると思うが、どうか。

2　戦前戦中、外地で行なつた保険契約の後始末はどのように行なわれたか。

3　保険会社の業況をみると、支払い保険金に対して保険料収入が多過ぎると思うが、保険料率の引下げについてどう考えるか。

4　取引所の相場のある株式について評価益の計上を認めることは、保険会社の株式運用を助長することになるのではないか。

四　委員長報告

保険業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昭和三十七年に行なわれました商法の一部改正により、株式会社である保険会社に対し資産の評価についての改正規定が全面的に適用せられたことに伴い、相互会社である保険会社に対してもこれを準用することとするとともに、契約者の利益を確保するために、取引所の相場のある株式について、相当程度の含みのある場合には、一定の条件のもとに時価までの評価益の計上を認めようとするものであります。

委員会における審議の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五　参考事項

(一) 衆議院における審議の概要

大蔵委員会において、参考人として生命保険協会会長弘世現君及び日本損害保険協会会長高木幹夫君の出席を求め意見を聴取した。

なお、地震保険の創設についての次の附帯決議を行つた。

保険業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

わが国のような地震国において、地震に伴う火災損害について保険金支払ができないのは保険制度上問題である。差し当り今回の地震災害に対しては損保各社よりなんらかの措置を講ぜしめるよう指導を行ない、さらに既に実施している原子力保険の制度も勘案し、速やかに地震保険等の制度の確立を根本的に検討し、天災国ともいうべきわが国の損害保険制度の一層の整備充実をはかるべきである。

(二) 相互会社の数

生命保険会社は二〇社のうち一六社が、また損害保険会社は二〇社のうち二社が相互会社である。生命保険に相互会社が多いのはその沿革によるところが大きく、相互救済を建前としていることによる。

○相互会社は保険契約者が社員となり社員総会を通して経営に参加するが、この社員は間接責任しかなく又その責任は保険契約金額を限度とする。従つて剰余金(利益金)の出ない場合は保険金額を削除することができるが、実際には行なわれたことはない。

剰余金は契約者配当準備金として約款により九割以上が積み立てられ、それから社員に利益の分配が行なわれることになつている。

しかし、実際の運用については相互会社と株式会社との間に殆ど差はない。

(三) 昭和三七年度末現在株式保有状況

生命保険 二、六三一億円

損害保険 一、一二〇億円

○保険会社の所有株式の大部分は上場株式であるが、三七年度末現在の時価はそれぞれ五、七七一億円、二、七一八億円にのぼつている。

なお、株式の保有は総資産の三〇%以内と定められているが、現在それぞれ二二・一%、三八・七%となつている。

(四) 保険会社業況一覧表

(単位 百万円)

	生命保険				損害保険			
	三七年三月末		三八年三月末		三七年三月末		三八年三月末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
	千件	%	千件	%	千件	%	千件	%
契約件数	三五、六六七		三九、三四六		三七、八八三		五一、四四三	
(内年金)	(一)		(九六)					
契約金額	兆		兆		千件		千件	
(内年金)	八、八二〇、四三九		二、三〇一、九二一		一九、一三一、三三九		三、八三二、九〇一	
	(一三八)		(一〇三)					
資産								
現金預金	二三、〇七二	一・三	一五、四〇二	一七・八	四四、三五九	一七・六	五一、五九一	一七・八
コール・ローン	二一、〇六七	一・一	一一、二四九	一・七	二、四八六	一・〇	四、八〇四	一・七
有価証券	二三一、六四六	一四・三	二六五、三四四	四四・〇	一〇〇、六八六	四三・八	一二七、三六一	四四・〇
(内株式)	(二三、五七九)	(一三・四)	(二六三、一〇九)	(三八・七)	(九九、二八八)	(三九・三)	(一二三、〇一五)	(三八・七)
貸付金	五八五、八六六	六一・九	七三五、八〇七	一五・五	三九、〇八八	一五・五	四四、九三三	一五・五

| | | |

第四二回国会　参議院大蔵委員会可決　〃三七、一二、二一
本会議上程に至らず審議未了（会期末日は一二、二三）
第四三回国会　衆議院提出　〃三八、一、三一
衆議院可決　〃三八、六、二九
参議院大蔵委員会審査未了（会期末日は七、六）
第四四回国会　衆議院提出　〃三八、一〇、一七
衆議院解散（一〇、二三）のため審査未了

二　審議の概要

(一)　継続審査となつた経緯

本案については昭和三七年度予算補正において二〇億円を繰越明許費とすることが議決されていたが、昭和三八年三月三一日をもつてこの措置も効力を失つたため、現在では予算措置がないままになつている。

本案が衆議院から送付されて本審査になつたのは五月一二日であつたが、農地被買収者に対する措置は本案が第四〇回国会に提案されて以来の大問題であり又所謂報償問題が大詰に近づいていた関係もあつてその成行をみるために本案の審議は暫く保留されていたものである。この報償は結局「農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案」として第四六国会に提出することが六月一九日閣議決定されたが、本案の審議はその後二二日から開始された。

二六日の会期最終日において、本案の審議中、佐野廣君(自)から質疑打切り動議が提出されたが、委員長は直ちに委員会の休憩を宣告し、理事会で協議したところ、結局、本案を継続審査することに意見がまとまり、ついで委員会においてさよう決定されたのである。

なお、本案の審議中、国民金融公庫の役職員を参考人として出席を求めることを決定し、同公庫副総裁酒井俊彦君に対し質疑を行なつた。

(二)　主なる質疑

1　本案と農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案との関係はどうか。また、報償を行なう根拠は何か。

2　所謂交付公債の法的性格は何か。

3　私権も公共の利益のためには制限されるということを認めるならば、最高裁の判決も出ている被買収農地の価格の騰貴を報償の理由とすることはできないのではないか。また、戦中戦後における諸種の措置により甚しい不利益を受けた人々との間の均衡の問題はどうなるのか。

4　総理府による農地被買収者についての調査は一万人の被買収者世帯を抽出して行なわれているが、この抽出は作為的に行なわれたのではないか。

5　本案の予算措置はどうするのか。

6　二〇億円の積算の根拠は、総理府の調査も終つた今日、当然明らかになつているのではないか。

7　農地被買収者に対して特別の融資枠を設けることは、国民大衆の前に公平であるべき公庫法の精神に反することにならないか。

8　農地被買収者に対して行なわれる貸付の各件等は何か。

三　参考事項

(一)　衆議院における審議の概要

大蔵委員会においては、只松祐治君(社)及び竹本孫一君(民社)から反対の、また渡辺美智雄君(自)から賛成の討論がそれぞれ行なわれた。

本会議においては、只松祐治君(社)から反対の討論が行なわれた。

(二)　昭和三七年五月に行なわれた農地被買収者問題調査会の調査を更に詳細に行なうため、三八年度予算において一億八、

九〇〇万円が計上され、三九年三月被買収農地の実態調査、生活状況調査、世論調査、基礎調査の四調査を終つた。

(三) 三九年度事業計画

(単位　百万円)

		38年度当初	38年度実績	39年度
事業計画	普通貸付	145,000	161,461	175,500
	恩給担保貸付	17,000	16,513	18,700
	特別小口貸付	22	5.5	8
	遺族国債担保貸付	5	0.5	1
	引揚者国債担保貸付	828	109	251
	更生資金貸付	414	13	277
	その他貸付	2,000	0	1,000
計		165,269	178,102	195,737
資金計画	出資金	0	0	0
	政府借入金	56,500		69,400
	回収金等	108,769		126,337

(四) 三八年度末主要勘定

種目	金額	種目	金額
	千円		千円
貸付金勘定	183,492,645	資本金勘定	20,000,000
普通貸付	162,904,477	借入金勘定	153,962,000
(内代理扱)	31,083,244	更生資金貸付基金勘定	3,104,133
恩給担保貸付	16,829,483	償却引当金勘定	10,365,246
更生資金貸付	1,663,329	雑勘定	41,172
(内代理扱)	18,216	未払金勘定	249,193
その他貸付	2,095,355	特別勘定	1,366
現金，預け金，有価証券	966,891	政令に基づき大蔵大臣の指定によつて確定する額	1,522,147
代理所勘定	120,058		
固定資産勘定	4,660,222		
雑勘定	4,941		
特別勘定	500		
計	189,245,259	計	189,245,259

(五) 国民金融公庫による農地被買収者貸付取扱要領(案)

(貸付対象)

1 貸付対象は、農地改革により農地を買収された者またはその相続人であつて、生業上その資金の融通を銀行その他一般の金融機関から受けることが困難であり、且つ適切な事業計画を有し、その返済が確実と認められる者とする。

(資金使途)

2 生業資金(小口の事業資金であつて、消費、生活資金を含まない。)に限るものとする。

(貸付限度)

3 貸付限度は、普通貸付業務方法書に定めるところ(二〇〇万円以内)による。

(特別利率)

4 この貸付の利率は、貸付金五〇万円以下の部分について、年六分五厘とする。

(重複貸付)

5 この貸付は公庫の他の貸付と重複しても差支えない。但し、貸付残高(恩給担保貸付及び更生資金貸付の残高を除く。)の合計額は、普通貸付の業務方法書に定める貸付限度(二〇〇万円以内)をこえることはできない。

(被買収者であることの証明書)

6 この取扱要領による貸付の申込の際に、農地被買収者またはその相続人である旨を証する書面を提出させるものとする。

(報告)

7 この取扱要領による貸付の状況については、別に定めるところにより、報告しなければならない。

（その他）

8　この取扱要領に定めない事項については、別に定めるところによるほか、一般の普通貸付の例による。

○税理士法の一部を改正する法律案

一　提案の理由

わが国の税理士制度は、昭和一七年の税務代理士法によつてはじめて、法制化され、戦後、申告納税制度の採用等に伴い、昭和二六年に税務代理士法に代えて、新たに税理士法が制定された。しかし、同法の施行後十数年間を経過し、その間、昭和三一年、三六年の二回に亘る応急的な若干の改正が行なわれたが、この間における社会経済情勢の進展、税制及び税務行政の変化等には著しいものがあり、政府は、税理士制度を全般的に再検討する必要を認め、税制調査会に諮問していたが、昭和三八年一二月、同調査会より「税理士制度に関する答申」を受けた。本案は、それに基づき、現行税理士法施行後の社会経済情勢の進展、税制及び税務行政の変化等を考慮しつつ、その間における制度運営の経験にかんがみ、税理士業務、税理士資格、税理士団体及び税理士の権利義務等の諸規定について所要の改正を行なおうとしたものである。

二　内容の説明

1　税理士資格

(1)　税務実務経験者に対する資格認定制度の導入（第三条第一項第四号）

税務職員に対する税理士資格の付与については、試験免除に関する現行の特例等を整理適正化するとともに、租税の専門的経験を重視する考え方より所要の改正を行なおうとするものである。

現行においては、一定の実務経験者に対し特別税理士試験が行なわれている。この特別税理士試験制度は昭和三一年五年間の期限付きで創設され、昭和三六年の改正で存続期間を当分の間延長されて現在に至つているものである。

なお、この改正案が本委員会において審議された際「政府において、本法公布の日（昭和三六年六月一五日）から三年間を目途として税理士制度の全般にわたる検討を完了すべきことを要請する。」旨の付帯決議がなされた。

改正案	現行（特別税理士試験）
資格認定 対象者 (1)　税務官公署における国税事務に従事した期間が二〇年以上で、かつ当該事務を管理監督する地位にあつた期間が通算して五年以上の者 (2)　税務官公署における地方税事務に従事した期間が二五年以上で、かつ当該事務を管理監督する地位にあつた期間が通算して五年以上の者 認定方法……税理士試験審査会の簿記を主とする口頭試問を経て、税理士試験合格者と同等以上の学識を有する者と認定した者	受験資格 (1)　国税事務又は地方税に関する事務のうち事業税若しくは固定資産税の賦課若しくは地方税に関する法令の立案に関する事務に二〇年以上従事した者 (2)　地方税に関する(1)以外の行政事務に従事した期間が二五年以上の税務職員 (3)　計理士、会計士補については十年以上、その業務に従事している者 試験 租税又は会計に関する実務について行ない、なお合格者を定める場合、当該試験の成績によるほか、事務又は業務に従事した年数を参酌して定めることとなつている。

(2) 税理士試験制度の改善合理化(第五条～第一七条)

現行の試験制度は本試験一本で、科目別に合格を判定する方法により運営されているため、実施上難点が多いとする考え方、さらに必須科目より簿記論、財務諸表論を除く等租税実務応用能力の判定に重きをおく試験を行ない得る様、次の如く整備改善を図ろうとするものである。

改正案	現行
予備試験　現行の受験資格の制限を廃止して、予備試験を行なう。	受験資格　大学等の卒業者、修了者で、法律学、経済学を修めたもの及び税務(三年)又は会計(五年)に一定の年数以上の経験を有する者その他これに匹敵する学識又は実務経験を有する者を限定的に規定している。
試験科目　短答式にて国語、社会	試　験　(合格決定方法・科目別合格制度)
免除者　大学等の卒業者その他省令で定める一定の有資格者	試験科目　(五科目)
合格の効果　その後の予備試験免除	
本試験　(合格決定方法・総合点主義)	
試験科目	
短答式　(五科目)	必須科目……簿記論、財務諸表論、所得税法又は法人税法のいずれか一科目
国税一般、地方税一般、税理士法、民法及び商法、会計学	選択科目　(二科目選択)……
論文式　(五科目)	所得税法又は法人税法のうち必須科目で選択しなかつた科目、相続税法、国税徴収法、地方税法(事業税に関する部分)、地方税法(固定資産税に関する部分)
受験資格・短答式合格者	
必須科目……所得税法・法人税法	試験免除者
選択科目　(三科目選択)	相当の学識又は経験ある者に対し、試験科目の一部免除を規定している。
簿記、財務諸表論、相続税法	

(備考)

税理士試験制度の改正に伴う経過措置(附則第四項～第六項)

(1) 一部科目合格者に対する経過措置

昭和三九年一二月三一日現在においてすでに改正前の税理士試験施行後五年間は、論文式による本試験のみを行なうこととなつている者(免除されることとなつている者を含む)に対しては、新税理士試験施行後五年間は、論文式による本試験のみを行なう。この場合、試験科目は、すでに合格している科目はこれを免除し、受験すべき科目については従前の例による。

(2) 受験者に与える影響の緩和措置

新税理士試験施行後三年間は、本試験のうち論文式による筆記試験については、一部科目合格の制度を残す。

2 税理士業務

(1) 税理士業務の対象となる税目の範囲の拡大(第二条第一項)

税理士業務の対象となる税金の種類について、現行の制限列挙を改め、広く国税(登録税、印紙税、取引所特別税、取引税、関税、とん税及び特別とん税を除く。)及び地方税(法定外普通税を除く。)の全部に拡げる。

(2) 税務書類の審査に関する書面添付制度の創設(第三三条の二)

税務書類の審査に関する書面添付制度の創設(第三三条の二)

納税者から税務相談を受けて、これを審査し、その申告書が適正に作成されていると認めた場合には、その旨を記

酒税法、物品税法、国税徴収法
地方税法　(住民税に関する部分)
地方税法　(事業税に関する部分)
地方税法　(固定資産税に関する部分)

載した書面を、当該申告書に添付することができる制度を創設し、この書面の添付ある申告書について税務官公署が更正しようとするときは、あらかじめ当該税理士の意見を徴しなければならないこととする。

(3) 税理士業務の範囲の明確化(第二条第一項)

税理士業務及び税務行政の運営の円滑化を図るため、税理士業務に関する定義規定を、次のように整備する。

イ 税務代理とは、税務官公署に対して税法に基づいてなす申告、申請、請求若しくは不服申立てにつき、又は申告等若しくは税務官公署の調査、処分に関し本人が税務官公署に対してする主張等につき、本人を代理し、又は代行することをいうものとする。

ロ 税務書類の作成とは、税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書又は不服申立書を作成することをいうものとする。

ハ 税務相談とは、税務官公署に対する申告等若しくは主張等又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算についての相談に応ずることをいうものとする。

(4) 会計業務に関する規定の新設(第二条第二項)

税理士は、附随業務として、税理士の名称を用いて財務書類の調整、財務に関する相談等の会計事務を行なうことができる旨の規定を新設する。

3 その他

(1) 税理士の職務(第一条)

税理士の職務について現在「税理士の職責」として規定しているのを、税理士の自覚を高める趣旨を一層明らかにするため、これを「税理士の使命」として規定する。

(2) 税務職員であつた税理士に対する業務制限(第四二条)

税務職員から税理士となつた者は、離職前一年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行なつてはならないとされているが、本制度を一層強化するため、業務制限を離職後二年間に延長する。

(3) 懲戒処分の合理化(第四七条～第四八条の二)

イ 税理士懲戒審査会の設置

懲戒処分の手続を慎重にするため、国税庁に税理士懲戒審査会を設ける。

委員は、税理士及び学識経験者を含めて六人とする。

なお、国税庁長官が懲戒処分を行なうに際しては、あらかじめこの審査会の意見を必ず徴することに改める。

ロ 懲戒処分の効力発生時

現行は懲戒処分の確定時となつているのを、懲戒手続を慎重な手続に改善することでもあり、懲戒処分がなされると同時に発生するものとする。

ハ 調査権限

事件関係人、参考人に対する審問権、鑑定人に対する鑑定、帳簿書類等の提出命令、提出物件の留置等に関する規定の新設。

(4) 税理士事務所の規制の改善(第四〇条)

税理士は、いかなる名義をもつてしても、二個以上の税理士事務所を設けてはならないとし、一人一個所に限定する原則を一層徹底させるとともに税理士事務所につき統一的な名称を付けることとする。

(5) 税理士の使用人に対する監督義務の明記(第四一条の二)
税理士は、その使用人に対し所要の監督を行なうべきことを明らかにする規定を設けるものとする。
(6) 税理士団体の整備強化
以上の外、税理士の報酬、通知弁護士制度、税理士会の会員に対する研修、監督権限について規定の整備を図つている。

三 審議の概要

(一) 継続審査となつた経緯
本案は衆議院から六月一九日送付されてきたが、大蔵委員会には本案のほか、国民金融公庫法の一部改正、公認会計士特例試験に関する法律が審議中であつたため、会期の最終日(六月二六日)に質疑に入つたが、質疑終局に至らず、委員長、理事打合せの結果、継続審査とすることに意見がまとまり、委員会においてさよう決定された。

(二) 主なる質疑
1 今回の改正による税務職員に対する税理士資格付与制度は、当初暫定措置として設けられた特別税理士試験を形を変えて恒久化することになるのではないか。
2 資格付与制度は、税務行政にプラスになり、大衆の納税意欲を高め、納税がスムーズにいくのだという積極的な理由があるか。
3 今回の改正は、組合弾圧に利用される懸念はないか、又労働政策上、国税労組に対する一つの柱になつているのではないか。
4 予備試験免除に該当する者のうち、「本試験を受けるのに相当な一般的学力を有するものとして大蔵省令で定める者」は具体的にいかなる者を予定しているか。
5 懲戒処分について、効力発生時が、処分時となるが、これは懲戒手続が慎重になるならぬの問題でなく、営業停止になるが、いかに考えるか。

四 参考資料

(一) 衆議院における審議の概要
1 審議経過
大蔵委員会においては、渡辺美智雄君(自民)外二五名提出の自民、民社共同による修正案が提案され、多数で修正可決された。
本会議においては、平林剛(社)から反対討論が行なわれた後多数で修正可決された。
2 修正の要旨
第一は、税理士の懲戒手続について、改正案中、懲戒処分をするときは税理士懲戒審査会の意見を聞かなければならないとあるのを懲戒権の行使について一層の慎重を期するため、税理士懲戒審査会の議決に基づいてこれをしなければならないと修正する。
第二は、試験制度改正に伴う経過措置として、大学院に在学する者で将来学位を授与された者に対して予備試験の免除、本試験科目の一部免除を一定期間認め、現行法によつて税理士になるための資格を得ようとして大学院に入学した者に対して、既得権を認めるよう修正するものである。

3　附帯決議

大蔵委員会においては、竹本孫一君(民社)提出にかかる自民、民社両党共同提案の左の附帯決議が付された。

税理士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一　社会情勢の進展と税理士制度運営の経験にかんがみ、税理士の地位向上と税理士会の自主性を確保するため制度及び運営の両面にわたり、改善と検討を図かること。

二　税理士試験の執行にあたつては、試験審査会の中正、かつ、権威ある運営を確保するとともに、いたずらに暗記力のテストに偏しないよう、試験場に税法等を備えつける等の措置を講ずること。

三　税理士の税務代理権を尊重するとともに、納税者の権利利益の擁護に遺憾なからしめるため、税務調査における事前通知の励行に万全を期すること。

(二)　税理士登録者数(昭和三八年一二月現在)

(単位　人)

資格	有資格者数	登録者数	未登録者数
試験合格者	四、六六七	三、〇七三	一、五九四
試験免除者	一、五五七	一、〇五二	五〇五
特別試験合格者	二、九四六	八八九	二、〇五七
資格認定者	三、七八五	一、六一五	二、一七〇
税務代理士	五、〇四七	四、五四六	五〇二
弁護士	六、八九一	四四五	六、四四六
公認会計士	一、九一九	一、五三七	三八二
計	二六、八一二	一三、一五六	一三、六五六

(備考)
1　試験合格者とは、税理士試験に合格した者をいう。
2　試験免除者とは税理士試験の免除科目が試験科目の全部に及ぶ者をいう。
3　特別試験合格者とは、一定の実務経験を有する税務職員で特別な税理士試験に合格した者をいう。
4　資格認定者とは、昭和二六年に税理士法が施行された際、一定の実務経験を有する税務職員で、税理士試験合格者と同等以上の学識を有する旨の税理士試験委員の認定を受けた者をいう。

(三)　税理士に対する懲戒処分件数

	処分別件数				事案別件数									
	業務の禁止	業務停止	戒告	計	納税に関する詐欺・横領	脱税相談	税理士業務に関する贈賄	名義貸及びこれに類するもの	その他	計
昭和三四年	一	二	七	一〇	一	一	一	四	四	一〇
三五	—	一〇	二	一二	一	—	一	六	四	一二
三六	一	一五	二	一八	—	一	二	五	—	一八
三七	—	一四	六	二〇	—	一	四	六	九	二〇
三八	(一)二	(一)一四	三	(三)一九	一	—	(一)二	(一)一〇	(一)七	(三)一九

(備考)　年度区分は処分年月日による又括弧内の数字は訴訟・訴願及び異議申立中のものを内書した。

(四)　税理士業務関与状態(昭和三七年九月調)

関与形態 / 区分	A	B	C	D	計
個人	一一八、九九二件 (六六・八)	二五、二九七件 (一四・二)	二三、一九九件 (一三・〇)	一〇、五八一件 (五・九)	一七八、〇六九件 (一〇〇・〇)

法人	二六六、七三八（六七・〇）	九六、一一〇（二四・一）	一
合計	三八五、七三〇（六七・〇）	一二一、四〇七（二一・一）	四

（備考）
1　関与形態A、B、C、Dの区分は次の通りである。
A―伝票整理又は記帳（記帳指導を含む）から決算を組み、申告書を作成し、税務代理まで
B―決算を組み、申告書を作成し、税務代理まで
C―税務書類の作成及び税務代理又は税務代理のみ
D―税務相談その他
2　括弧内の数字は、割合（%）である。

(五)　税理士試験の受験者数、合格者数調（昭和三八年度実施）

		受験者数	合格者数	内訳（合格者の当該年度の合格科目別数は次の通りである）				
				五科目	四科目	三科目	二科目	一科目
税理士試験		一七、六二四	六一〇	二	七	三二	一七二	三九七
特別税理士試験	国税職員	五九三	五二六					
	地方税職員	一八	一二					
	計理士	一七	一一					
	計	六二八	五四九					

税理士試験		二二、九〇八（五・八）	一二、三一六（三・一）					三九八、〇七二（一〇〇・〇）
特別税理士試験	国税職員	四六、一〇七（八・〇）	二二、八九七（四・〇）					五七六、一四一（一〇〇・〇）
	地方税職員							
	計理士							
	計							

（備考）　現行一般税理士試験は科目別合格制をとつているので必ずしも一年のみで合格を考えずに、例えば前年まで毎年一科目ごと合格する等累計四科目合格者の場合は、当該年度一科目合格により最終合格者となるものである。

三　審査未了法律案

○酒税法の一部を改正する法律案（衆法第三〇号）
○製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案（衆法第三一号）
○入場税法の一部を改正する法律案（衆法第三二号）

一　提案の理由

第一に、最近の諸物価の値上りは異常なものがあり、大衆生活とくに低所得者層の生活を著しく圧迫している。物価抑制のためには、なによりも政府が率先して物価上昇ムードの根幹である高度成長政策を転換するとともに、思い切つた物価抑制のための施策を実行せねばならないことは言うまでもないが、これらの諸施策とあわせて、大衆生活必需物資の間接消費税を大幅に引き下げ、その結果を確実に末端消費者価格の引き下げに反映させることにより、物価抑制、値下げへ

の方向を強力に推進することが必要である。

第二に、今国会に成立した政府の一連の税制改正法は、直接税にかたよつたものであり、間接消費税の軽減はまつたく取り上げられていないということである。これは間接消費税が逆進的傾向が強く、しかも高率の大衆課税となつている現実からみて適切をかく措置といわなければならない。

このような政府の物価、減税政策に強く反省を求めるとともに、物価高の中で直接税の減税からとり残された広汎な低所得者層に対する対策を重視し、酒税、製造たばこの定価および入場税について、それぞれ次の改正内容の如く軽減しようとするものである。

二　内容の説明

㈠　酒税法の一部を改正する法律案

清酒二級については、一・八リットル当り四〇円、合成清酒は同じく三〇円、しようちゆう同じく二〇円をそれぞれ減税し、ビールについては大ビンにつき一五円を減税し、標準小売価格を百円とする等大衆酒の大幅減税を行なう。

㈡　製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

大衆たばこの定価をそれぞれ、いこい二〇本詰現行五〇円を四〇円に、新生二〇本詰現行四〇円を三〇円に、ゴールデンバット二〇本詰現行三〇円を二五円に値下げする。

㈢　入場税法の一部を改正する法律案

入場料金が一人一回の入場につき免税点を、映画、演芸(舞踊及び能楽を除く)、音楽(レコードにより聞かせるもの又はこれに類するものに限る。)、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ、又は聞かせる場所(これらの場所に類する場所で、政令で定めるものを含む。)にあつては三百円以下とし、演劇、舞踊能楽又は音楽(前号に該当するものを除く。)を多数人に見せ、又は聞かせる場所(これらの場所に類する場所で、政令で定めるものを含む。)にあつては、六百円以下と入場税の免税点を大幅に引き上げている。

三　参考事項

㈠　三案は、衆議院議員有馬輝武君(社)外一二名の提案によるものである。

㈡　三案の改正に伴う歳入減は初年度約一、〇二〇億円と見込まれている。

㈢　三案とも、本院では予備付託のまま審議未了となつたが、衆議院では継続審査となつている。

四　関連法律

○オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律

(オリンピック準備促進特別委員会)

一　制定の理由

昭和三九年一〇月、東京において開催されるオリンピック第一八回大会を記念するため、新図案の百円臨時補助貨幣を

発行することとしているが、オリンピック東京大会記念の意義を一層高めるため、今回さらに、諸外国におけるオリンピック記念貨幣発行の例をも考慮して、これらと比較しても遜色のない、より高額の貨幣を発行することとし、現在臨時通貨法によつて発行を認められている百円以下の臨時補助貨幣のほかに特別にオリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣を発行することができることとしたものである。

二　内容の説明

㈠　昭和三九年に開催されるオリンピック東京大会を記念するため、千円の臨時補助貨幣を発行することができる。

㈡　千円の臨時補助貨幣は、他の臨時補助貨幣の例にならつて、二万円を限度として法貨として通用する。

三　審議の概要

――委員会における主なる質疑――

1　本法は時限的立法であり、オリンピック後発行することはあるのか。

2　千円銀貨の原価はいくらか、また退蔵、外国への持ち出し等に対して大蔵当局はどのように考えているか。

四　委員長報告

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案につきまして、オリンピック準備促進特別委員会における審議の経過とその結果を御報告いたします。

本法律案は、本年十月東京において開催されるオリンピック第十八回大会を記念するため、各界の要望にこたえて、特別に千円の高額臨時補助貨幣を発行することができるようにしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、各委員から本法と臨時通貨法との関連、記念貨幣の発行計画、鋳造能力、退蔵及び外国持ち出し等の問題について、政府に対して熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細につきましては、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論もなく、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五　国政調査

○昭和三八年一二月二〇日調査承認要求決定（同日議長承認）

○昭和三九年一月一〇日～一五日、租税及び金融等に関する調査のため、現地に委員派遣を行なつた。すなわち第一班は愛知県、三重県、大阪府、京都府に柴田栄君（自民）、渋谷邦彦君（公明）、大竹平八郎君（第二）を、第二班は香川県、愛媛県、高知県に柴谷要君（社）、天田勝正君（民社）、川野三暁君（自民）を、第三班は福岡県、鹿児島県に佐野広君（自民）、日高広為君（自民）、野々山一三君（社）をそれぞれ派遣した。

○一月二八日、右の委員派遣報告が行なわれている。

○四月一四日、専売事業に関し、ストライキ、新賃金、調停委員会の調停等の問題について、柴谷要君（社）より、阪田日本専売公社総裁に対し質疑があつた。

○五月一二日、海外漁業基地の厚生施設、給与課税状況について、天田勝正君(民社)より田中大蔵大臣、庄野水産庁長官等に対し質疑があつた。

また金融引き締め、歩積み両建、日銀法の改正について、成瀬幡治君(社)、木村禧八郎君(社)より大蔵大臣に質疑があり、銀行の紙幣盗難事件について大竹平八郎君(自民)より、農協の資金の流れについて、栗原祐幸君(自民)より、それぞれ大蔵大臣に対し質疑が行なわれた。

○六月四日、最近の経済情勢、共産圏貿易について野溝勝君(社)より、金融引締政策下における中小企業対策について、野溝勝君(社)、渋谷邦彦君(公明)より、また通関手続の改善について、渋谷邦彦君(公明)より、それぞれ田中大蔵大臣に対して質疑が行なわれた。

○六月一六日、歩積み、両建てについて、大蔵省当局から説明を聴取し、今まで通達指導等で効果があがらなかつた原因、その解消によつてしわ寄せが中小企業に出てくるのではないか等、成瀬幡治君(社)、木村禧八郎君(社)、野々山一三君(社)、佐野廣君(自民)よりそれぞれ質疑が行なわれた。

○六月二六日、租税及び金融等に関する調査を閉会中も継続して行なうことを決定した。(本会議承認も二六日)

六請願件名

採択し内閣に送付することに決定した請願は左の通りである。

○音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願(七件)

○入場税法第一条第一号改正に関する請願(三件)
○砂糖の関税、消費税に関する請願
○砂糖の消費税、関税の減免等に関する請願
○砂糖消費税引下げ等に関する請願
○農業用ガソリンに対する揮発油税及び地方道路税免除等に関する請願
○農業用ガソリン税免税に関する請願
○大衆課税の軽減等に関する請願
○税法(所得税法等)改正に関する請願
○果実飲料の物品税撤廃に関する請願
○農業協同組合に対する法人税等全面撤廃に関する請願
○戦傷病者に対する国税及び地方税の減免に関する請願(二件)
○豪雪地帯における税の軽減と合理化に関する請願(二件)
○輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に関する請願(二件)
○引揚者在外私有財産の国家補償に関する請願(三件)
○財団法人海洋博物館に対する国有財産譲与の立法化に関する請願(二件)
○政府関係金融機関の資金増額に関する請願
○たばこ販売手数料の引上げ改定に関する請願(一二件)

七　決　議

参議院大蔵委員会においては、特に独立の決議はなかつたが、衆議院大蔵委員会では六月二五日、自由民主党、日本社会党、民主社会党の共同提案にかかる次の決議を行なつている。

不当な歩積・両建の規制に関する件

大蔵委員会は本年初頭以来不当な歩積・両建の是正に関し本格的な検討を重ねてきたのであるが、最近大蔵省が実施した特別検査の結果によると、相互銀行においてはかなり改善の徴が見られるに反し、都市銀行及び地方銀行においてはほとんど改善の実があがつていないのは極めて遺憾とするところである。

よつて、

一、大蔵省は新たなる指導基準を金融機関に示達し、一年間を目途として不当な歩積・両建が完全に解消するよう行政指導を強化するとともに、これに協力しない金融機関に対しては、行政上厳格なる措置をとるべきである。

二、公正取引委員会は不公正な取引と認められる歩積・両建に関する具体的基準について検討を進めるとともに、金融機関の自粛状況を常時監視し、必要と認める場合には遅滞なく特殊指定を行なうべきである。

八　法律(案)等審議経過

(一)　財政・会計・管財関係

一　成立法律（議決、承認案件を含む）

番号	件名	提出	参議院 審議月日	参議院 委員会採決	参議院 賛否	参議院 本会議採決	衆議院 委員会採決	衆議院 本会議採決	公布月日
法号 閣第 82	国立学校特別会計法	2. 11	2. 27 4. 2 3. 26 4. 3 3. 27 3. 28 3. 30 3. 31	4. 3 （修正）	共公民社多 （反） 数	4. 3	3. 27	3. 28	4. 3 法律 第 55 号
法号 閣第 66	自動車検査登録特別会計法	2. 6	2. 20 3. 27 3. 37 3. 28 3. 30 3. 21	3. 31	共公民社多 （反） 数	3. 31	3. 27	3. 28	4. 31 法律 第 48 号
法号 閣第 64	食糧管理特別会計法の一部を改正する法律	2. 6	2. 13 3. 26 3. 27 3. 28 3. 30 3. 31	3. 31	共多 （反） 数	3. 31	3. 27	3. 28	4. 1 法律 第 50 号
法号 閣第 118	公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律	2. 28	3. 3 4. 14 4. 28 5. 7	5. 7	共多 （反） 数	5. 8	4. 9	4. 10	5. 15 法律 第 81 号

(二) 租税関係

番号	件名	提出	参議院 審議月日	参議院 委員会採決	参議院 賛否	参議院 本会議採決	衆議院 委員会採決	衆議院 本会議採決	公布
法号 閣第 36	所得税法の一部を改正する法律	1. 29	3.19 3.30 3.24 3.25 3.26 3.27 3.28	3. 30	共公民社多 (反) 数	3. 31	3. 17	3. 19	3. 31 法律 第 21 号
法号 閣第 15	法人税法の一部を改正する法律	1. 29	3.13(本会議) 3.19 3.28 3.24 3.30 3.25 3.26(参考人) 3.27	3. 30	共多 (反) 数	3. 31	3. 19 (修正)	3. 24	3. 31 法律 第 20 号
法号 閣第 125	国有財産法の一部を改正する法律	2. 11	2. 13 2. 18	2. 18	共多 (反) 数	2. 21	4. 1	4. 3	
法号 閣第 議号 1	国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件	3. 2	3. 3 6. 23 5. 7 5. 28 6. 2 6. 9 6. 11	6. 23 (附帯)	鈴木氏多 (反) 数	6. 25	4. 24 (修正)	4. 28	7. 1 法律 第 130 号

番号	件名	提出	参議院 審議月日	参議院 委員会採決	参議院 賛否	参議院 本会議採決	衆議院 委員会採決	衆議院 本会議採決	公布
法号 閣第 98	租税特別措置法の一部を改正する法律	2. 15	3.13(本会議) 3.19 3.27 3.24 3.28 3.25 3.30 3.26 (参考人)	3. 30	共公民社多 (反) 数	3. 31	3. 31	3. 19	3. 31 法律 第 24 号
法号 閣第 16	相続税法の一部を改正する法律	1. 29	2. 20 3. 26 3. 27 3. 28 3. 30	3. 30	共多 (反) 数	3. 31	3. 19	3. 24	3. 31 法律 第 23 号
法号 閣第 29	昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律	1. 29	2. 4 2. 6	2. 6	全会一致	2. 7	2. 11	2. 12	2. 15 法律 第 1 号
法号 閣第 17	揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律	1. 29	2. 20 3. 26 3. 27 3. 28 3. 30 3. 31	3. 31	共公民社多 (反) 数	3. 31	3. 19	3. 24	3. 31 法律 第 32 号
法号 閣第 95	物品税法の一部を改正する法律	2. 14	2. 20 3. 26 3. 27 3. 28 3. 30	3. 30	共公民社多 (反) 数	3. 31	3. 18	3. 19	3. 31 法律 第 22 号
法号 閣第 96	印紙税法の一部を改正する法律	2. 14	2. 18 3. 6 3. 12	3. 12	全会一致	3. 13	3. 31	3. 31	3. 31 法律 第 30 号
法号 閣第 111	納税貯蓄組合法の一部を改正する法律	2. 24	2. 25 4. 14	4. 14	全会一致 (欠)	4. 15	6. 25	6. 25	7. 9 法律 第 162 号

(三) 為替・関税関係

番号	件名	提出	参議院 審議月日	参議院 委員会採決	参議院 賛否	参議院 本会議採決	衆議院 委員会採決	衆議院 本会議採決	公布
法号 閣第 62	外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律	2. 5	2.14(本会議) 2.18 3.12 2.27 3.13 3. 4 3.17 3. 6 3.10	3. 17	社共多 (反) 数	3. 18	3. 31	3. 31	6. 15 法律 第101号
法号 閣第 150	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律	4. 1	4. 14 5. 12 5. 19 5. 26 5. 28	5. 28	民純社多 (欠)無(反) 数	6. 3	4. 24	4. 28	6. 5 法律 第 97 号
法号 閣第 99	関税定率法等の一部を改正する法律	2. 15	2. 27 3. 26 3. 27 3. 28 3. 30 3. 31	3. 31	共公社多 (反) 数	3. 31	3. 19 (修正)	3. 24	3. 31 法律 第 31 号
法号 閣第 140	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律	3. 23	4. 14 4. 21	4. 21	全会一致	4. 22	5. 29	5. 29	6. 15 法律 第101号
法号 閣第 70	とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律	2. 10	2. 20 3. 26 2. 27 3. 28 3. 30	3. 30	共多 (反) 数	3. 31	3. 19	3. 19	3. 31 法律 第 25 号

(四) 理財・金融関係

番号	件名	提出	参議院 審議月日	参議院 委員会採決	参議院 賛否	参議院 本会議採決	衆議院 委員会採決	衆議院 本会議採決	公布
認号 承 2 閣第	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に関し承認を求めるの件	2. 25	2. 27 3. 26 3. 27 3. 28 3. 30	3. 30	共多 (反) 数	3. 31	3. 18	3. 19	
法号 閣第 115	企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律	2. 27	3. 3 4. 28 5. 7	5. 7	共多 (反) 数	5. 8	4. 15	4. 16	5. 19 法律 第 82 号
法号 閣第 155	公認会計士特例試験等に関する法律	4. 4	4. 14 6. 22 6. 25 6. 26	6. 26 (附帯)	純多 無(反) 数	6. 26	6. 16 (修正)	6. 19	6. 30 法律 第123号
法号 閣第 51	日本輸出入銀行法の一部を改正する法律	2. 3	2. 6 2. 27 3. 3 3. 10 3. 12	3. 12	共社多 (反) 数	3. 13	2. 18	2. 21	3. 16 法律 第 5 号
法号 閣第 42	日本開発銀行法の一部を改正する法律	2. 3	2. 6 3. 26 3. 27 3. 28 3. 30	3. 30	共多 (反) 数	3. 31	3. 25	3. 26	3. 31 法律 第 27 号

番号	件名	提出	参議院				衆議院		公布
法号			審議月日	委員会採決	賛否	本会議採決	委員会採決	本会議採決	月日
閣第63	北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律	2. 6	2. 13 3. 26 3. 27 3. 28 3. 30	3. 30	多社民公共（反）数	3. 31	内閣 3. 12（修正）	3. 13	3. 31 法律第28号
法号									
閣第113	保険業法の一部を改正する法律	2. 25	2. 27 4. 14 4. 21	4. 21	多共（反）数	4. 22	6. 19（附帯）	6. 25	6. 27 法律第117号

二　継続審査法律案

番号	件名	提出	参議院				衆議院		公布
法号			審議月日	委員会採決	賛否	本会議採決	委員会採決	本会議採決	月日
閣第40	国民金融公庫法の一部を改正する法律案	1. 31	6. 11 6. 22 6. 25 6. 26	（継続）			5. 7	5. 12	
法号									
閣第157	税理士法の一部を改正する法律案	4. 9	4. 14 6. 22 6. 26	（継続）			6. 17（修正附帯）	6. 19	

三　審査未了法律案

番号	件名	提出	参議院				衆議院		公布
法号			審議月日	委員会採決	賛否	本会議採決	委員会採決	本会議採決	月日
衆第30	酒税法の一部を改正する法律案	3. 27	4. 21				（継続）		
法号									
衆第31	製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案	3. 27	4. 21				（継続）		
法号									
衆第32	入場税法の一部を改正する法律案	3. 27	4. 21				（継続）		

四　関連法律案

番号	件名	提出	参議院				衆議院		公布
法号			審議月日	委員会採決	賛否	本会議採決	委員会採決	本会議採決	月日
閣第154	オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律（オリンピック準備促進特別委員会）	4. 3	4. 13	4. 13	全会一致	4. 15	4. 7	4. 9	4. 20 法律第62号

租税及び金融等に関する調査

38		
12.	20	
39		
1.	28	
4.	14	
5.	12	
6.	4	
6.	16	
6.	26	

会議録索引

九　参議院大蔵委員会委員名簿

委員	氏名	党派	住所	電話	会館	秘書名
委員長	村松久義	自民	世田谷区成城町二四七	四一六局　二二六六	六九八	村松
理事	柴田栄	〃	世田谷区上馬町三ノ九九三	四二二局　三一七〇	七一九	松川
理事	西川甚五郎	〃	港区麻布新竜土町六	四〇八局　六四八九	六七一	斎辻藤
理事	成瀬幡治	社	千代田区紀尾井町一 宿舎	二六一局　九八五一	六三〇	久野
理事	渋谷邦彦	公	千代田区紀尾井町一 宿舎	二六一局　九八五一	六九〇	斎藤
理事	天田勝正	民社	千代田区紀尾井町一 宿舎	二六一局　九八五一	五七九	越坂部
	青木一男	自民	世田谷区成城町二八一	四一六局　二〇〇七	六二一	村田
	栗原祐幸	〃	千代田区紀尾井町一 宿舎	二六一局　九八五一	五九九	小柳
	川野三暁	〃	千代田区紀尾井町一 宿舎	二六一局　九八五一	六六八	中川
	鳥畠徳次郎	〃	千代田区麹町四ノ七 宿舎	二六一局　八二四一	七四〇	小室
	田中茂穂	〃	世田谷区若林町五三二	四一四局　六二〇一	五三六	富田
	新谷寅三郎	〃	大田区北千束町六六三	七一七局　〇七〇〇	六四五	小宮
	林屋亀次郎	〃	中央区銀座東六ノ五	五四一局　〇二〇九 七四五五	五〇八	阿部
	日高広為	〃	千代田区紀尾井町一 宿舎	二六一局　九八五一	七〇九	馬場 野中
	岡崎真一	〃	渋谷区南平台町四〇	四六一局　四三八四	七三三	那須原
	堀末治	〃	世田谷区世田谷代田二ノ八一六	三二一局　一五九二	六一六	熊木 葉
	佐野廣	〃	世田谷区上馬町一ノ七六四	四二一局　八二五五	五三八	林原
	大竹平八郎	〃	港区芝白金三光町二九五	四四一局 四四一局	三三四八 六六八四	小山 高橋
	佐野芳雄	社	千代田区紀尾井町一 宿舎	二六一局　九八五一	五五七	坂下

○歴代参議院大蔵委員長名簿

| 歴代 | 国会 | 選任年月日 | 委員長 氏名 | 党会派 | 議院 | 議院 | 議院

参議院大蔵委員会調査室

室長・専門員　坂入長太郎
主任調査員　首藤俊彦
調査員　伊藤保
〃　有吉良介
〃　保家茂彰
〃　黒沢隆雄
〃　宮下喜八

チキナ-54

大蔵省印刷局製造)